令和６年度　第２回（第 47 回）魚沼市地域公共交通協議会

次　　第

日　時：令和６年６月 26 日（水）　10：00
会　場：魚沼市役所本庁舎３階　303 会議室

１　開　会

２　開会あいさつ

３　議　題

（報告事項）

⑴　令和５年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について　・・・・・・・・・・資料１
⑵　令和５年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について　・・・・・・・資料２
⑶　湯之谷・守門地域における乗合タクシーの利用状況について　・・・・・資料３
⑷　ＡＩオンデマンド交通実証運行について　・・・・・・・・・・・・・・・資料４

（協議事項）

⑴　令和５年度事業報告及び歳入歳出決算について　・・・・・・・・・・・資料５
⑵　地域公共交通計画「別紙」（フィーダー系統）（案）について　・・・・・資料６
⑶　地域公共交通計画「別紙」（地域間幹線系統）（案）について　・・・・・資料７
⑷　自家用有償旅客運送の更新登録申請（案）について　・・・・・・・・・資料８

４　その他

５　閉　会

令和6年度　魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

（敬称略）　　令和６年６月20日現在

No.	区　分	所　属　等		氏　名	備考
1	法第6条第2項第1号の委員（地方公共団体）	魚沼市	市長	内田　幹夫	会長
2	法第6条第2項第2号の委員（公共交通事業者、道路管理者等）	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社長岡統括センター	浦佐駅長	中島　宏明	兼湯沢駅長 （新任）
3		南越後観光バス株式会社	乗合営業部 部長代理	武藤　文昭	兼小出所長
4		魚沼市タクシー協会	会長	小島　由紀子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	佐藤　貴宗	（新任）
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	浅井　宏一	
7		国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所計画課	課長	水口　直人	
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部 計画調整担当	計画専門員 （総括）	坂 井　浩	
9		魚沼市産業経済部建設課	課長	星　和 久	監査員
10	法第6条第2項第3号の委員（公安委員会）	新潟県小出警察署	署長	村上　知光	
11	法第6条第2項第4号の委員（地域公共交通の利用者、学識経験者、地方公共団体が必要と認める者）	根小屋連合自治会	会長	上 村　勤	監査員
12		小出干溝区連合自治会	会長	大平　祐介	
13		湯之谷地区自治会長連絡協議会	会長	石 田　靖	
14		広神連合自治会	会長	山之内　隆	
15		守門地区区長会	会長	佐藤　忠雄	
16		入広瀬地域区長会	会長	浅井　重吉	
17		長岡工業高等専門学校	名誉教授	宮腰　和弘	副会長
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課	課長	新倉　孝礼	
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画 専門官	塩原　隆太郎	
20		新潟県魚沼地域振興局地域振興グループ	地域振興 専門員	栁田　正和	
21		新潟県立小出高等学校	校長	南方　伸之	
22		魚沼市老人クラブ連合会	副会長	佐 藤　彰	
23		魚沼市自立支援協議会	会長	井口　正博	
24		一般社団法人日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会	議長	矢島　良彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	茂 野　孝	
事務局		魚沼市 市民福祉部 生活環境課			

魚沼市地域公共交通協議会規約

（設置）

第1条　この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、協議会として設置する。

（名称）

第2条　この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第3条　協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

（目的）

第4条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（協議事項等）

第5条　協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

(1)　計画の作成及び計画の変更に関すること。

(2)　計画の実施に関すること。

(3)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。

(4)　道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。

(5)　地域公共交通確保維持改善事業に関すること。

(6)　協議会の運営に関すること。

(7)　その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第6条　協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2　協議会に次の役員を置く。

(1)　会長1人

(2)　副会長1人

(3)　監査員 2 人

3　会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第 7 条　委員の任期は、次のとおりとする。

(1)　別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2)　前号以外の委員については、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 8 条　会長は、魚沼市長をもって充てる。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3　会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

（副会長）

第 9 条　副会長は、委員の中から協議会において互選する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

（監査員）

第 10 条　監査員は、協議会の会計監査を行う。

2　監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

（事務局）

第 11 条　協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

2　事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。

3　事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

（協議会の会議の運営等）

第 12 条　協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4　協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5　協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6　協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
7　協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
8　会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

（分科会の設置）
第13条　協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。
2　分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）
第14条　協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）
第15条　協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
2　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
3　前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）
第16条　委員及び第12条第5項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。
2　協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
3　報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

（協議会の解散等）
第17条　協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

（規約の変更）
第18条　この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあっては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

（その他）

第19条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月１日から施行する。

この規約は、平成22年4月１日から施行する。

この規約は、平成24年4月１日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月30日から施行する。

別表（第6条関係）

区　分	委　員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社　乗合営業部長
	魚沼市タクシー協会　会長
	ひかり交通株式会社　代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅　駅長
	入広瀬コミュニティ協議会　会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課　課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部　計画専門員
	魚沼市産業経済部建設課　課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署　署長
法第6条第2項第4号の委員	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課　課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局　首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局　地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校　校長
	魚沼市老人クラブ連合会　副会長
	魚沼市自立支援協議会　会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会　議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課　課長

（報告事項）
資料１

令和５年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について

魚沼市乗合タクシー
小出まちなか循環線
入広瀬コミュニティバス

令和6年6月26日
第47回　魚沼市地域公共交通協議会

目　次

1. 事業者別運行系統 …… 1
2. 魚沼市ネットワーク路線図 …… 2
3. 地域別　利用者実績 …… 3
　(1) 利用者総数の推移 …… 4
　(2) 地域別乗合タクシー推移 …… 5
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績 …… 6
　(1) 運行系統別利用者数実績 …… 7
　(2) 小出地域乗合タクシー …… 8
　(3) 小出まちなか循環線 …… 9
　(4) 堀之内地域乗合タクシー …… 10
　(5) 湯之谷地域乗合タクシー …… 11
　(6) 広神地域乗合タクシー …… 12
　(7) 守門地域乗合タクシー …… 13
　(8) 入広瀬コミュニティバス …… 14
5. 魚沼市乗合タクシー事業費 …… 15
　(1) 運行回数・運行率 …… 16
　(2) 運行者別事業費 …… 17

1. 事業者別運行系統

【地域公共交通確保維持事業　乗合タクシーの運行内容】　令和5年4月から令和6年3月

運行態様	運　行　者	運行系統名
区域運行 デマンド型	株式会社小出タクシー	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
	ひかり交通株式会社	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
	奥只見タクシー株式会社	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー
	観光タクシー株式会社	赤土乗合タクシー 赤土・小出乗合タクシー 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
路線定期運行	奥只見タクシー株式会社	小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）

【その他　乗合タクシー等の運行内容】　令和5年4月から令和6年3月

運行態様	運　行　者	運行系統名
区域運行 デマンド型	奥只見タクシー株式会社	広神地域内定期便
自家用有償旅客運送	入広瀬コミュニティ協議会	入広瀬コミュニティバス（H29.10.1～）

2. 魚沼市ネットワーク路線図

【地域乗合タクシー・小出まちなか循環線の運行内容】

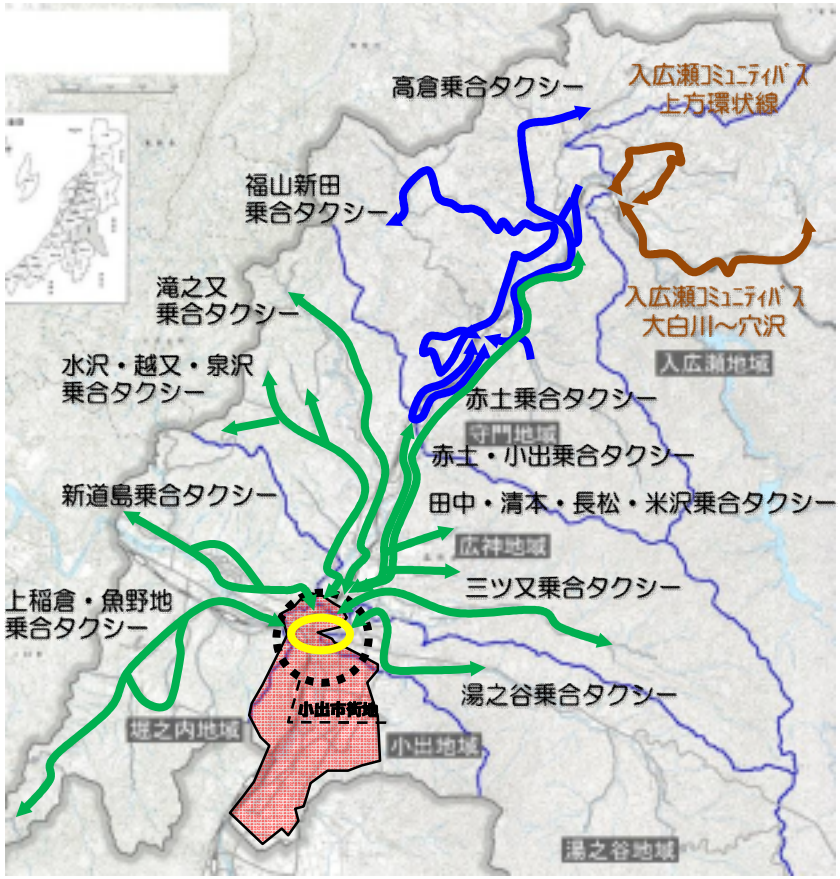

小出市街地の乗り入れ路線
地域内のみ運行路線
小出まちなか循環線
小出地域乗合タクシーエリア

◆地域乗合タクシー(デマンド型区域運行)

小出地域
・運賃：1回 300円
・平日運行（祝日、12月29日から1月3日は除く）

堀之内・湯之谷・広神地域（小出周辺地域）
・JR小出駅に接続、小出市街地まで移動可能
・運賃：1回 300円
・平日運行（祝日、12月29日から1月3日は除く）
広神地域は、路線ごとに曜日限定運行

広神地域内定期便
・広神憩の家方面行き
・運賃：1回 200円

守門地域
・守門診療所で路線バスと乗継、JR越後須原駅に接続
・運賃：1回 200円

◆小出まちなか循環線(路定期運行)

小出市街地（順回り、逆回り）
・30分に1本運行
・運賃は100円／回
・平日運行（祝日、12月29日から1月3日は除く）

◆入広瀬コミュニティバス

入広瀬地域
・入広瀬コミュニティ協議会・・・別紙

3. 地域別　利用者実績

（1）利用者総数の推移

地域や路線により利用者数の増減があるものの、全体として前年度比1,067人の減少（▲4.1%）となり、利用者の多くは高齢者であることから、人口減や施設への入所に伴う影響は避けられない。

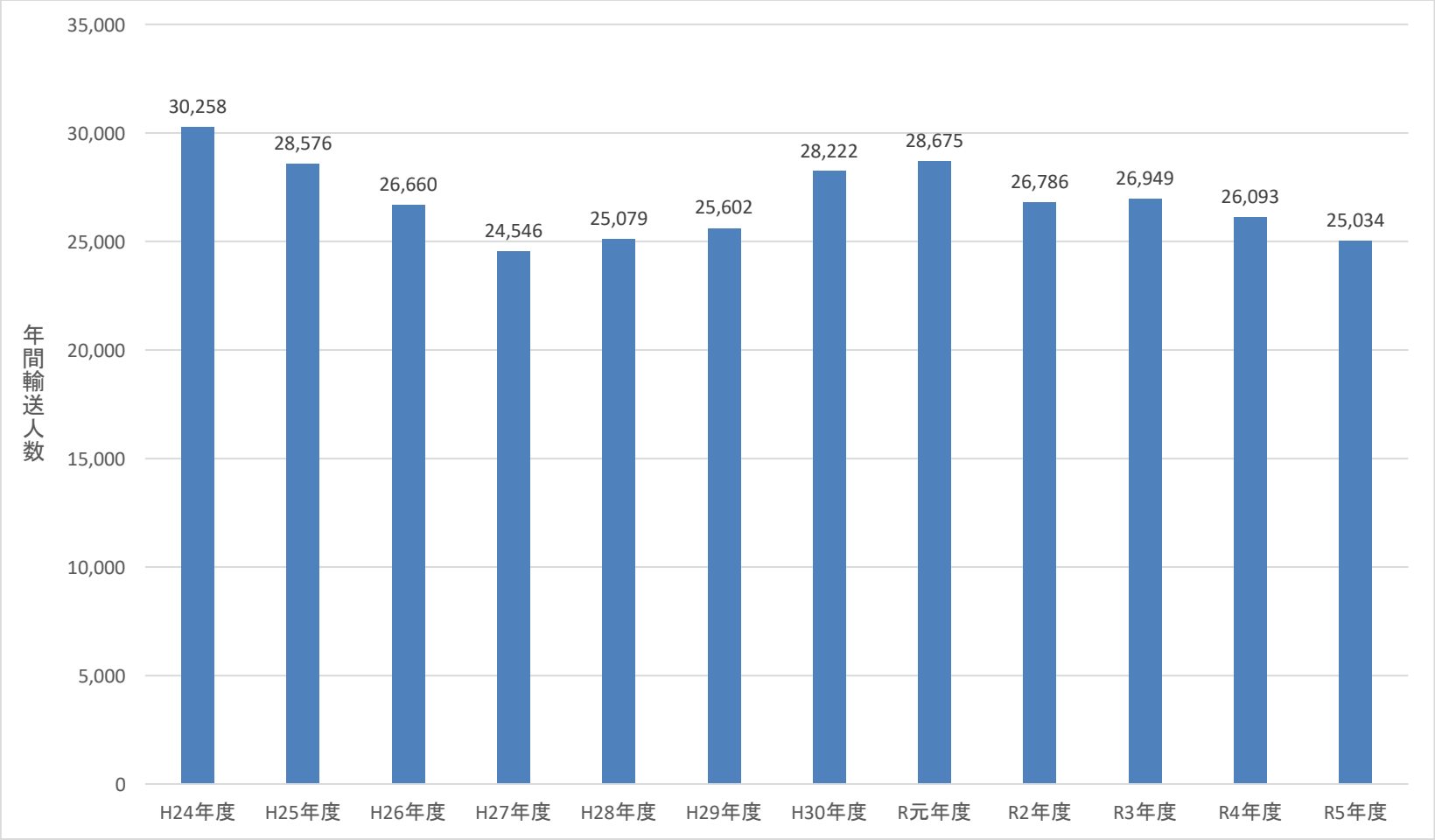

※ 各地域の地域乗合タクシー、広神地域内定期便、小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバスの各路線の利用者数を積み上げた値
※ 入広瀬コミュニティバス運行（H29.10.1から）

(2)地域別乗合タクシー推移

・運行便数が多く、利便性の高い小出地域乗合タクシーの利用者数が最多である。
・小出、守門、入広瀬地域の利用者数は減少したのに対し、堀之内地域は前年度比63人の増加(1.6%)、湯之谷地域は2人の増加(0.5%)、広神地域は前年度比365人の増加(8.3%)となった。

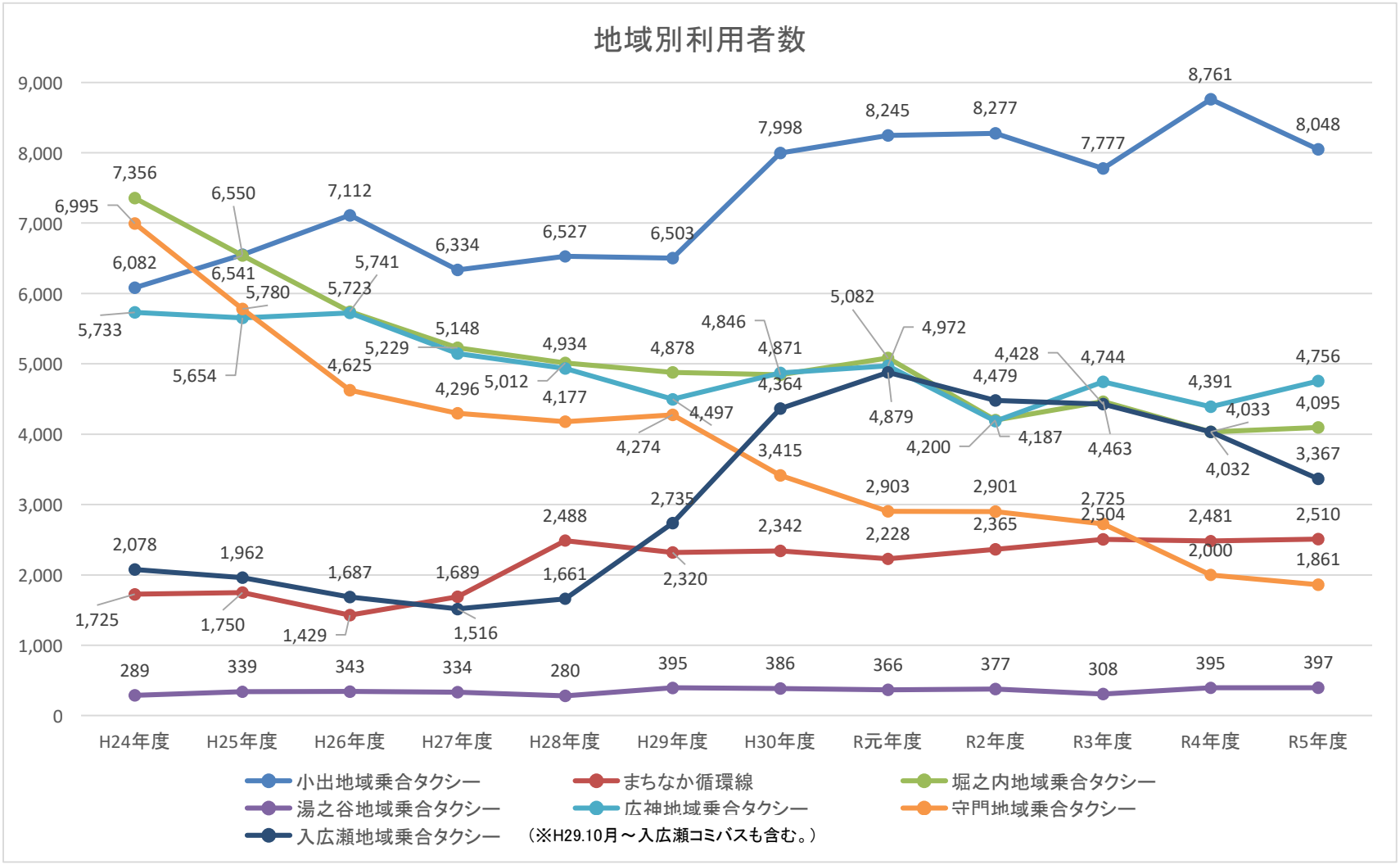

4. 路線別 乗合タクシー　利用者実績

(1)運行系統別利用者数実績

	運行系統	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	前年比
小出地域	小出	6,082	6,550	7,112	6,334	6,527	6,503	7,998	8,245	8,277	7,777	8,761	8,048	91.86%
	まちなか循環線	1,725	1,750	1,429	1,689	2,488	2,320	2,342	2,228	2,365	2,504	2,481	2,510	101.17%
堀之内地域	上稲倉・魚野地	5,971	5,296	4,338	3,966	3,724	3,564	3,760	4,068	3,174	3,392	3,062	3,181	103.89%
	新道島	1,385	1,245	1,403	1,263	1,288	1,314	1,086	1,014	1,026	1,071	970	914	94.23%
湯之谷地域	湯之谷	289	339	343	334	280	395	386	366	377	308	395	397	100.51%
広神地域	滝之又～小出	1,600	1,313	1,293	1,030	1,042	1,031	1,082	1,439	1,138	1,223	1,172	1,259	107.42%
	水沢～小出	645	775	789	733	782	804	879	948	919	940	843	994	117.91%
	田中～小出	226	301	376	320	324	452	453	447	467	569	745	819	109.93%
	三ツ又～小出	758	699	890	827	878	877	891	835	656	695	663	827	124.74%
	広神定期便	2,504	2,566	2,375	2,238	1,908	1,333	1,566	1,303	1,007	1,317	968	857	88.53%
守門地域	高倉～須原	2,743	2,734	2,305	2,249	2,244	2,406	2,202	1,587	1,501	1,360	1,301	1,168	89.78%
	福山～須原	4,080	2,922	2,191	1,970	1,863	1,801	1,164	1,216	1,259	1,226	513	508	99.03%
	大倉～須原	136	91	87	16	23	28	14	3	0	0	0	0	100.00%
	大倉沢～赤土	36	33	42	61	47	39	35	27	17	20	33	24	72.73%
	赤土～小出								70	124	119	153	161	105.23%
入広瀬地域 (H29.10月から コミュニティバス)	上方環状線	1,490	1,689	1,435	1,252	1,295	1,381	2,235	2,696	2,145	2,199	1,900	1,458	76.74%
	穴沢～大白川	588	273	252	264	366	574	1,059	1,180	1,169	977	859	1134	132.01%
	大栃山・穴沢						780	1,070	1,003	1,165	1,252	1,274	775	60.83%
	計	30,258	28,576	26,660	24,546	25,079	25,602	28,222	28,675	26,786	26,949	26,093	25,034	95.94%

(2)小出地域乗合タクシー

自動車運転免許の返納者が増えたこともあり、昨年度は利用者数が増加していたものの、前年度比713人の減少(▲8.1%)となった。高齢化による利用者の減少が原因と考えられる。

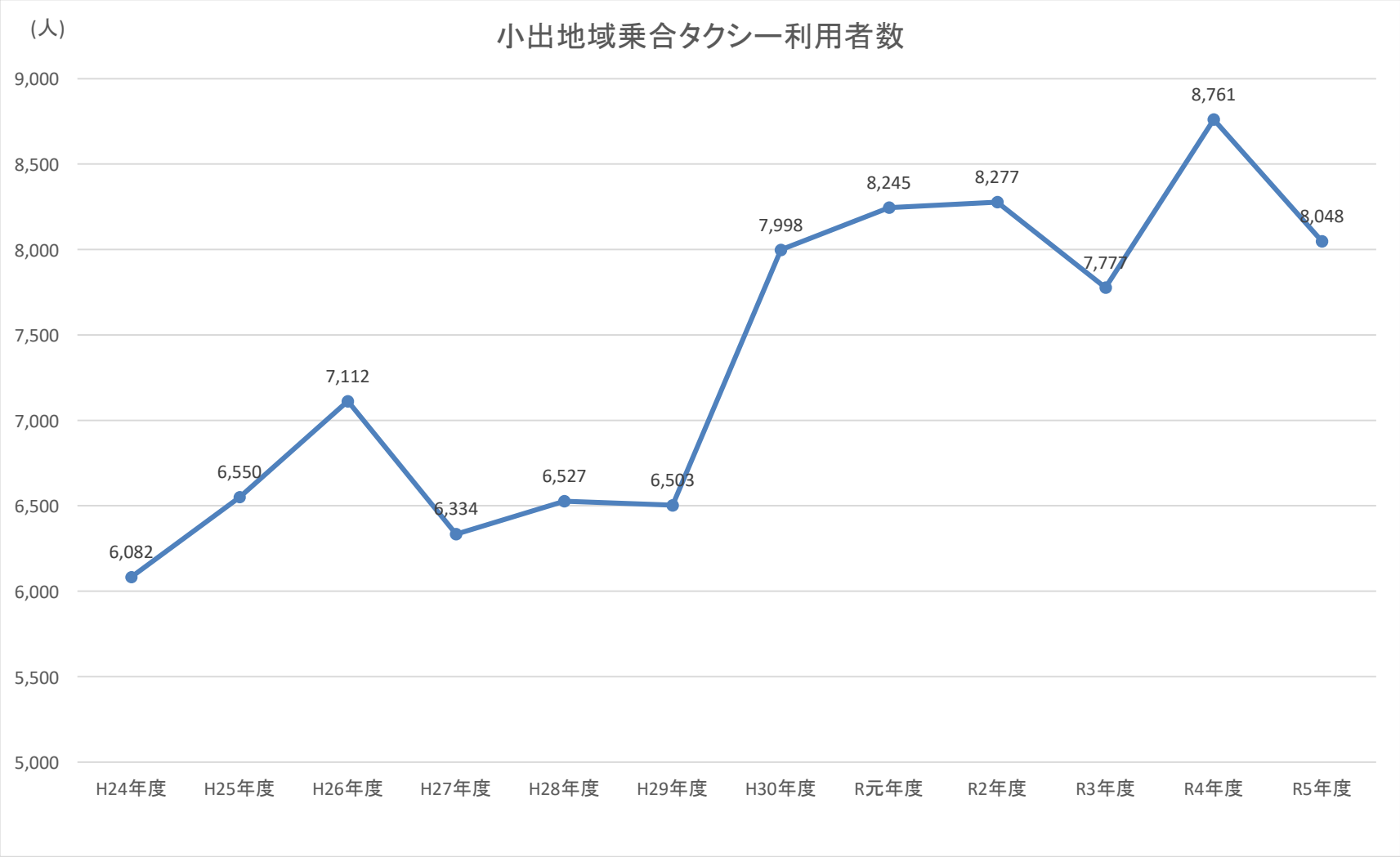

(3)小出まちなか循環線

平成28年度から利用者数はほぼ横ばいで推移しているが、通院利用者の定期乗車や車両装備の充実化、外見から車両認知度の向上を図るなどして、増加傾向にあったが、前年度比29人の増加(1.2%)となった。

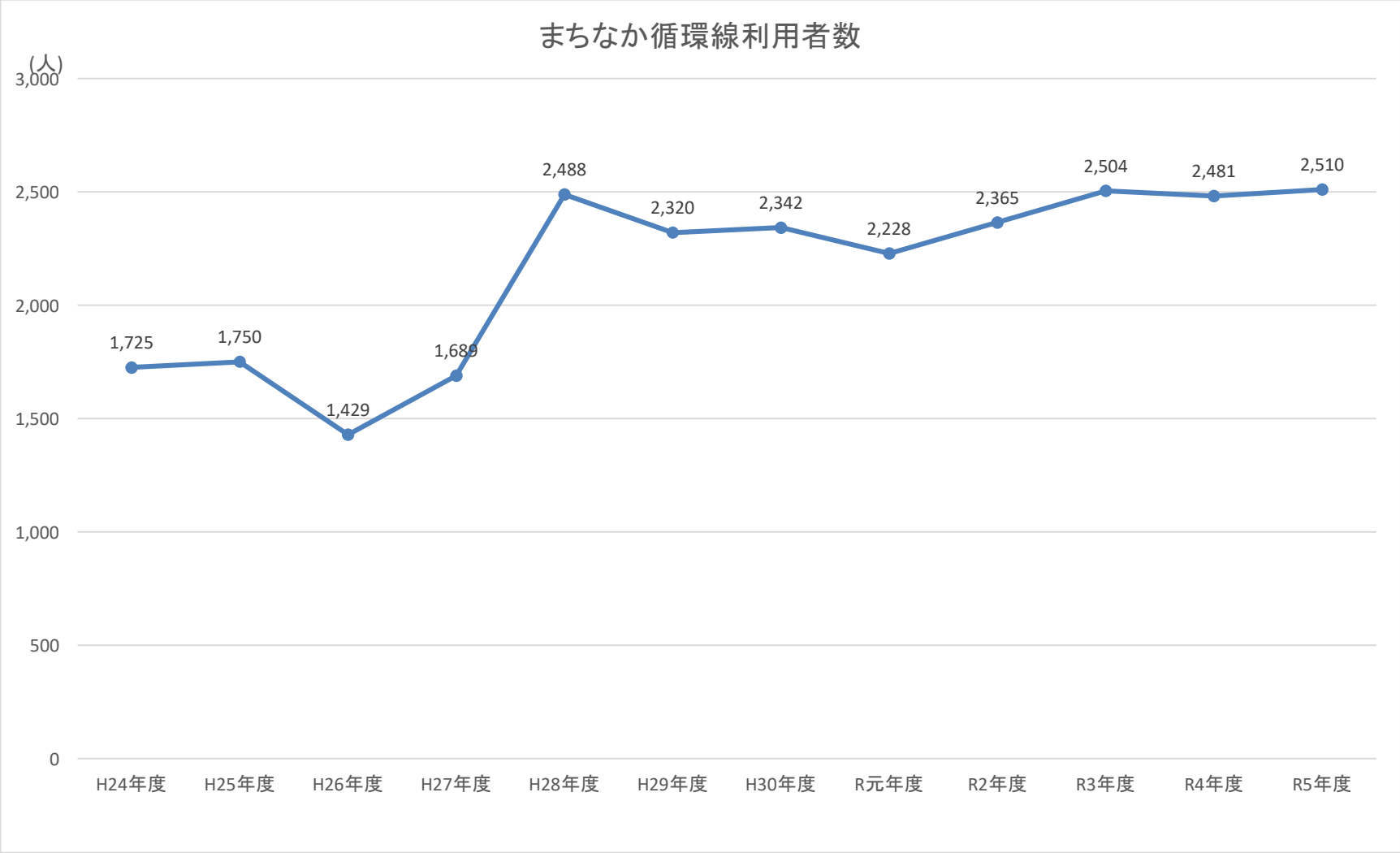

(4)堀之内地域乗合タクシー

・上稲倉・魚野地乗合タクシーは、今年度は前年度比119人の増加(3.9%)となった。新規利用者が増えたことにより増加したと思われる。
・新道島乗合タクシーについては、近年ほぼ横ばいで推移していたが、前年度比56人の減少(▲3.9%)となった。乗合タクシー利用者のほとんどが高齢であるため、施設入所等により利用者が減少したと思われる。

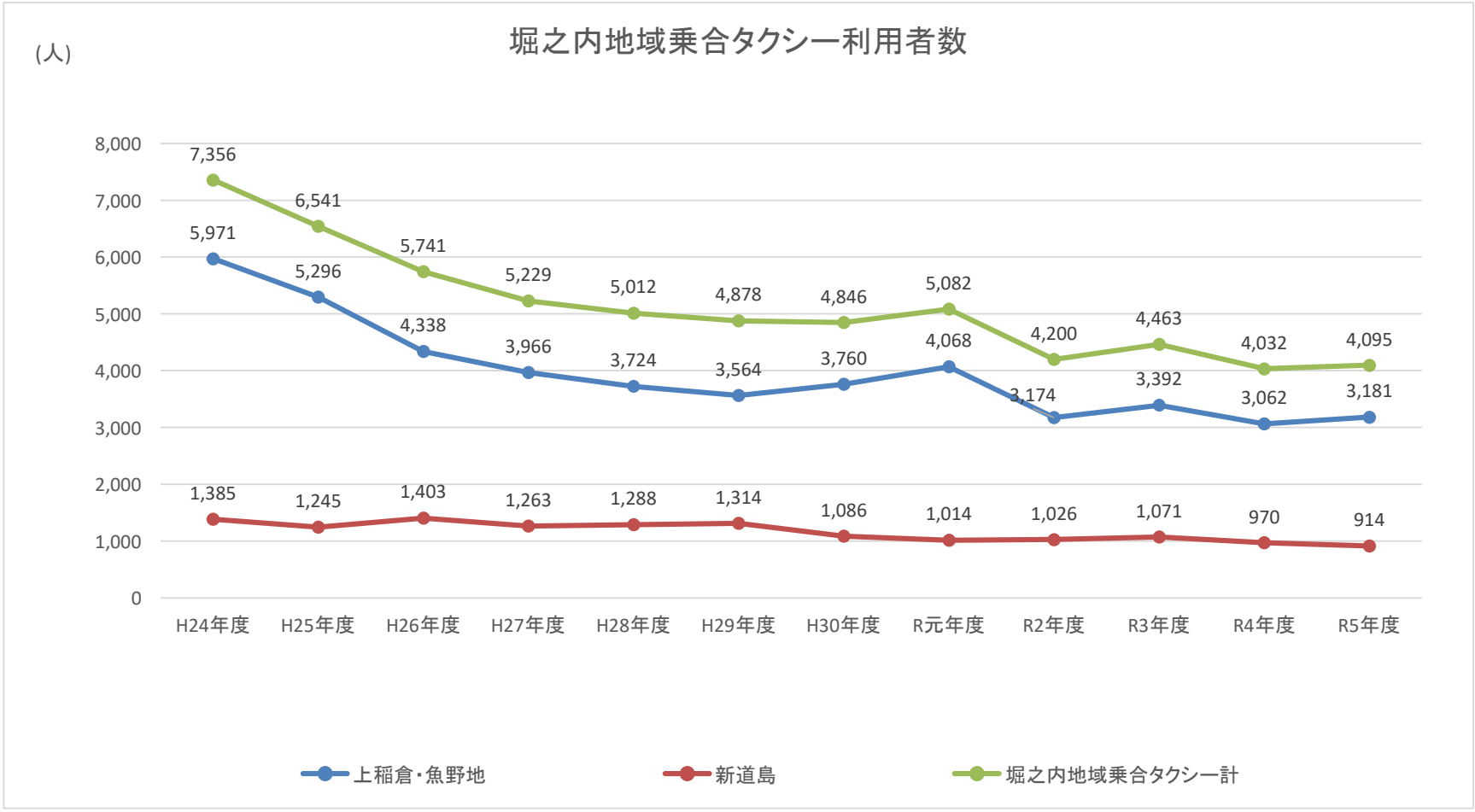

(5)湯之谷地域乗合タクシー

運行回数が少なく、運行計画は限られた区域と難しい条件下のもと、利用者数は前年度比2人の増加(3.9%)となり、ほぼ横ばいに推移している。

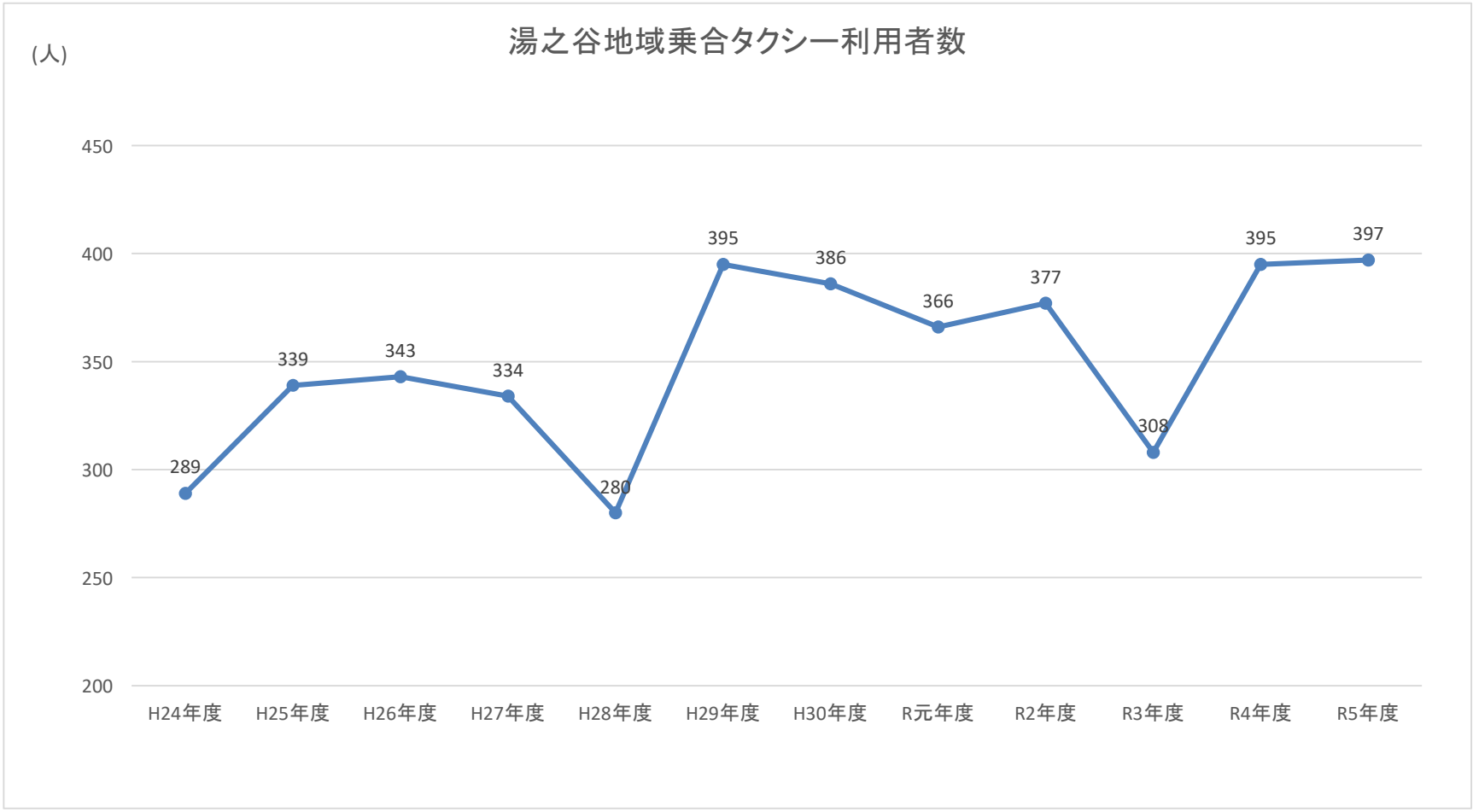

(6)広神地域乗合タクシー

前年度は利用者が減少したが、今年度は利用者数が増加し、地域全体で前年度比365人の増加(8.3%)に転じた。定期利用する新規利用者が増えたことによるものと思われる。利用者数が減少した地域内を定期運行する定期便は高齢化により減少したと思われる。

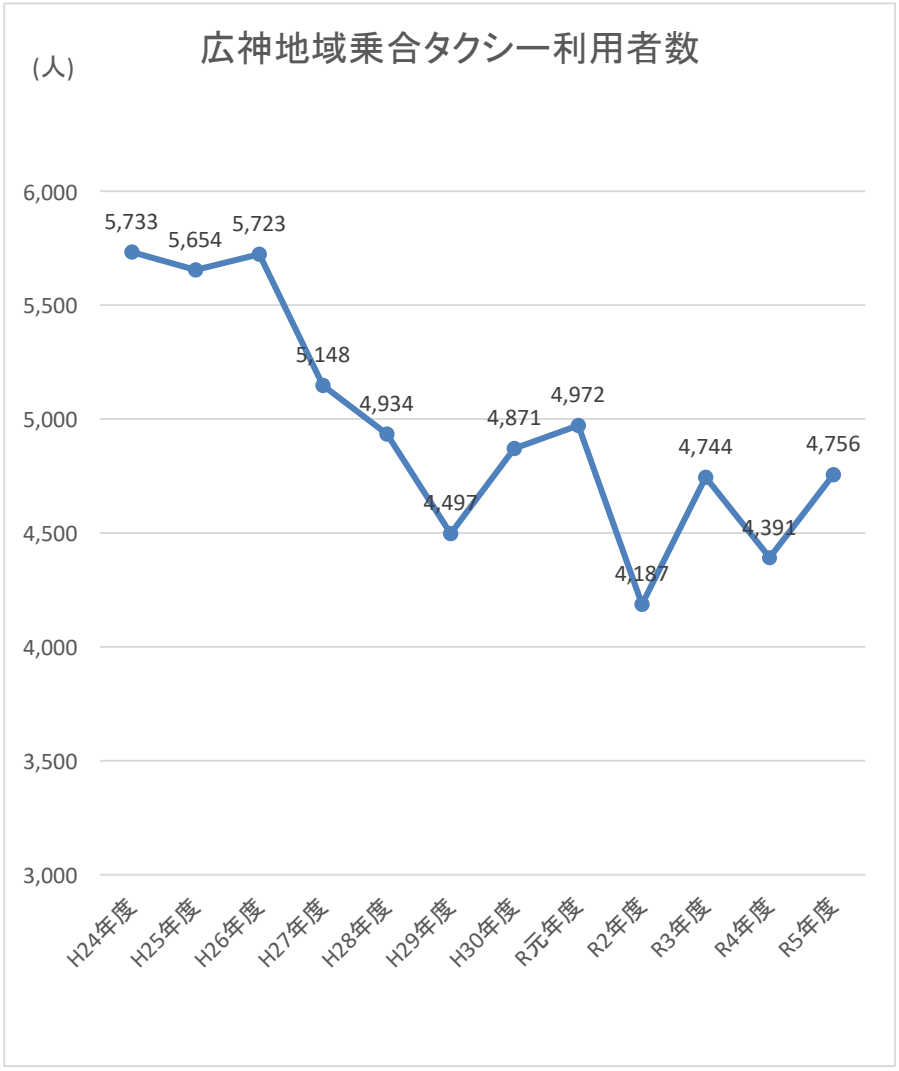

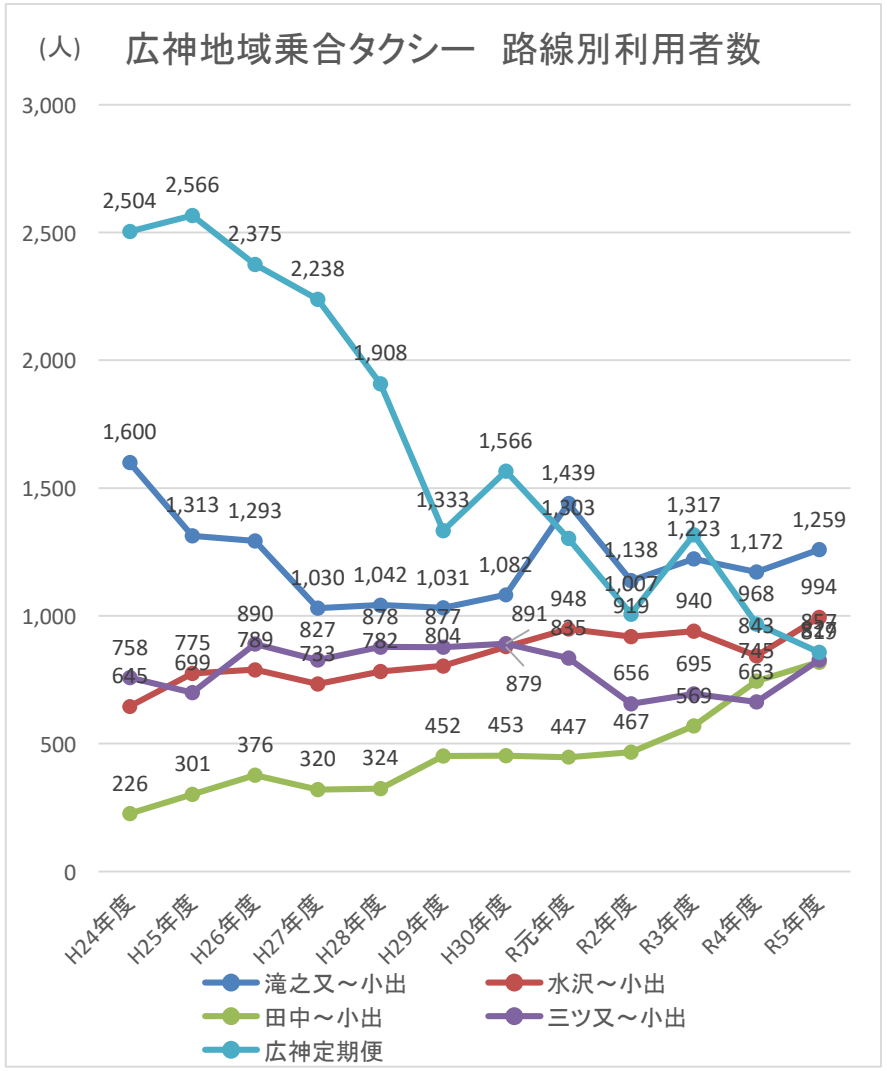

(7)守門地域乗合タクシー

・地域全体で前年度比139人の減少(▲7.0%)となった。地域全体的に、利用者はほぼ固定客であり、高齢化により乗合タクシーを利用せずデイサービスを利用する方が増加したことが要因となっている路線もある。
・大倉～須原線については、利用実態に即して廃止とし、令和2年度から福山新田乗合タクシーに組み込んだ。

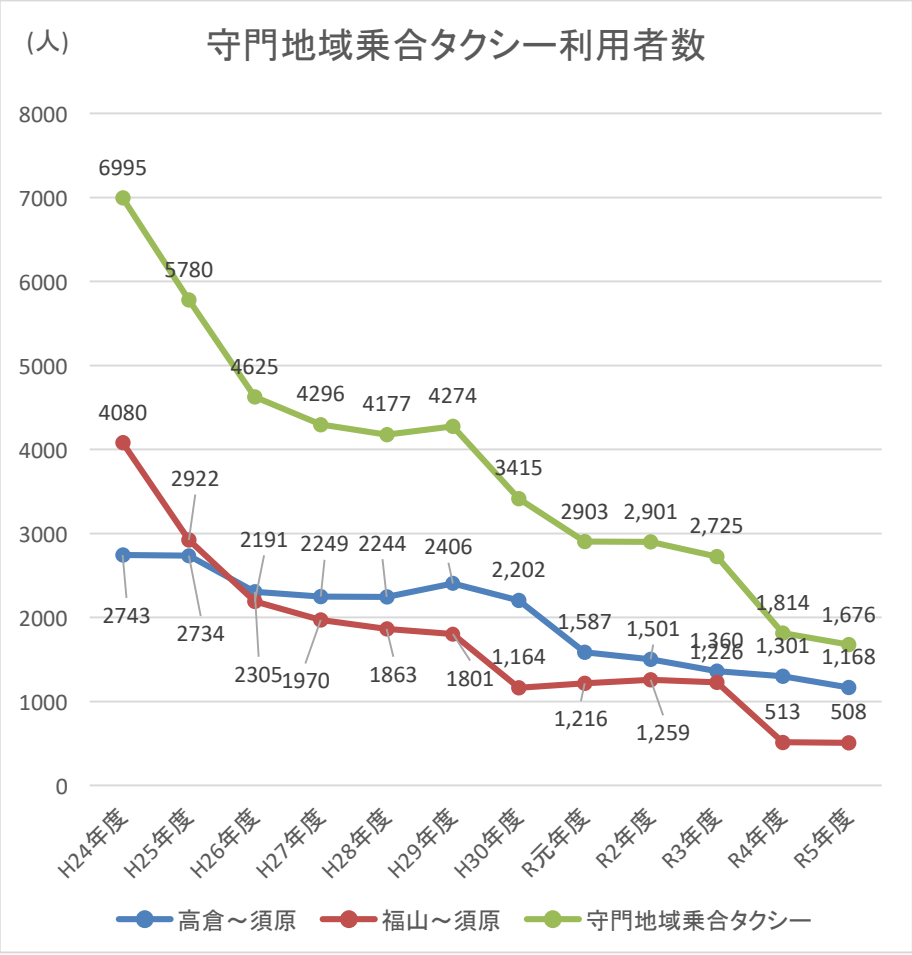

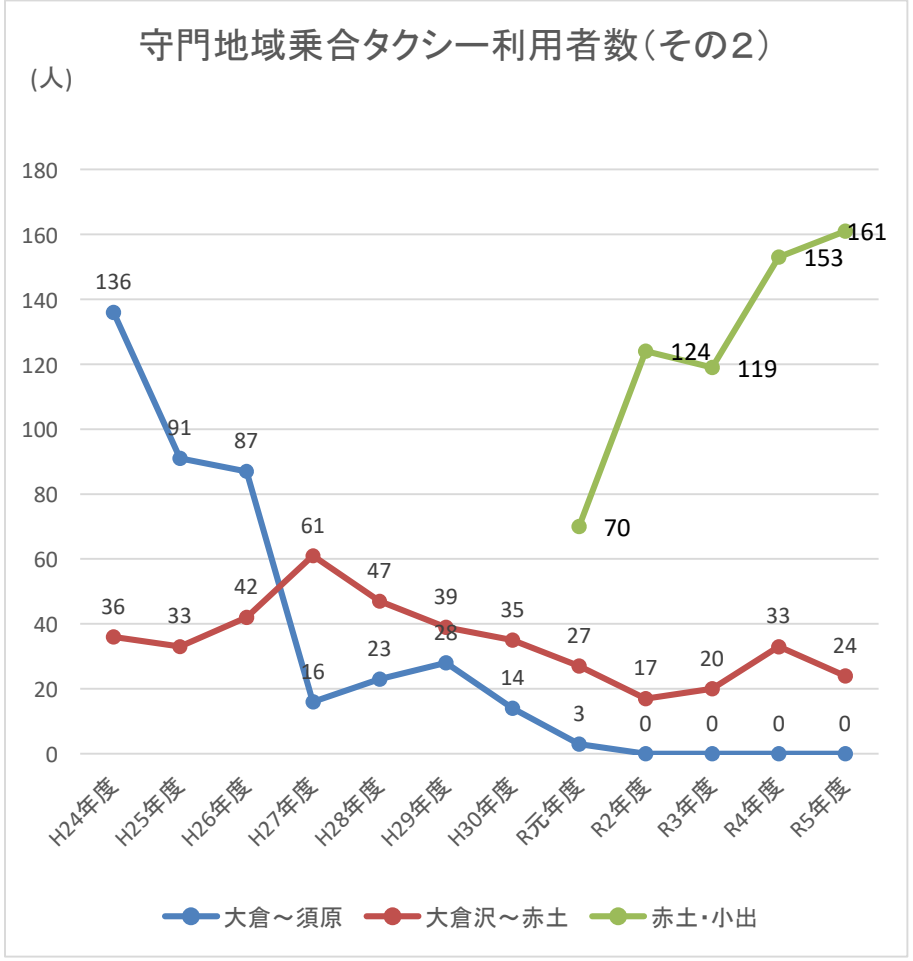

（8）入広瀬コミュニティバス

・今年度も地域全体では前年度比666人の減少（▲16.5%）となった。
・平成29年10月から運行を開始したコミュニティバスが、地域住民に広く認知され、移動を必要とする高齢者から広く利用されている。
・上方環状線の利用者確保が持続的な運行の鍵となるほか、運転手など運行スタッフの担い手育成も今後重要となってくる。

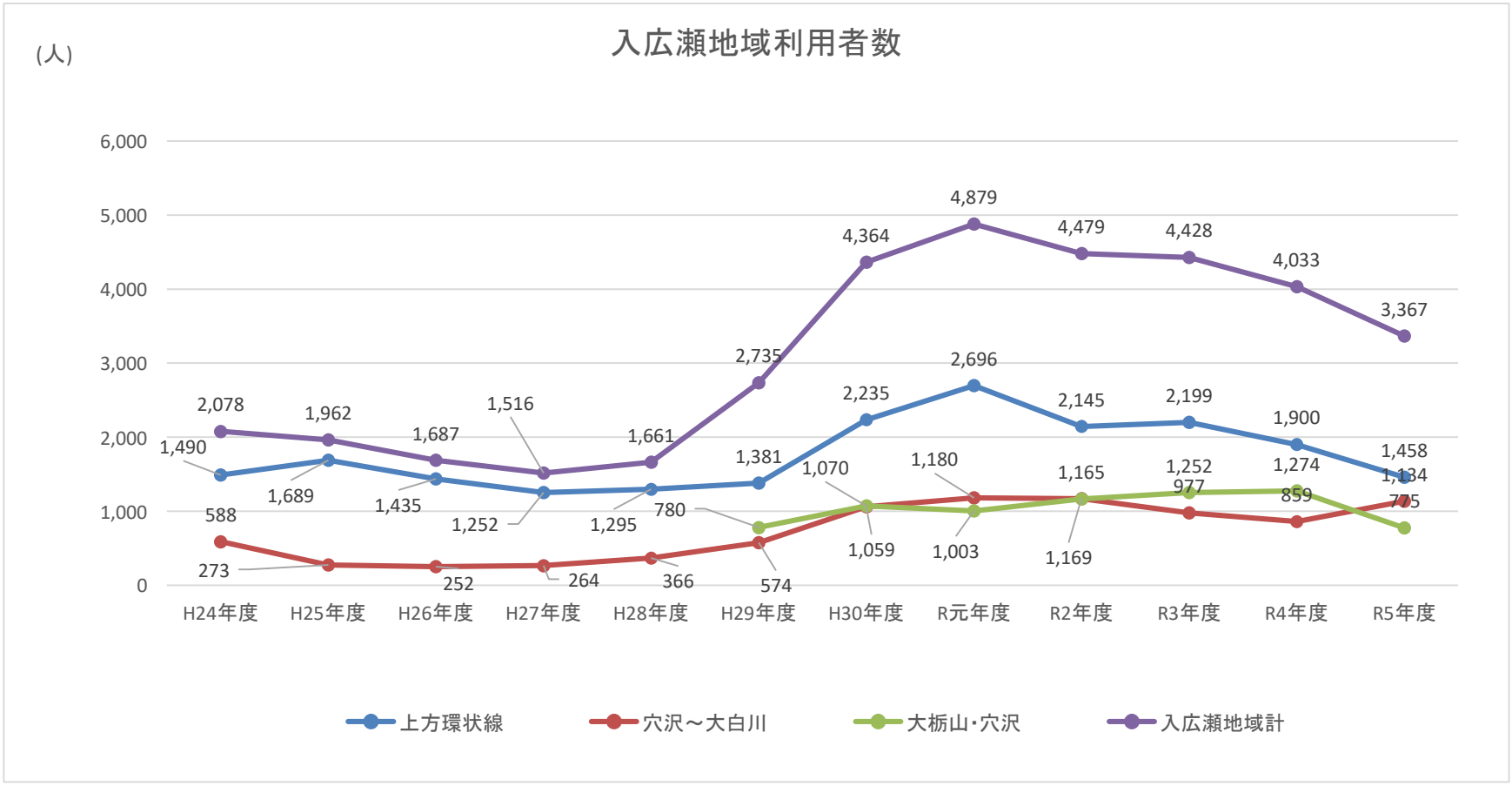

（※ H29.10月～入広瀬コミバス含む。）

5. 魚沼市乗合タクシー事業費

(1)運行回数・運行率

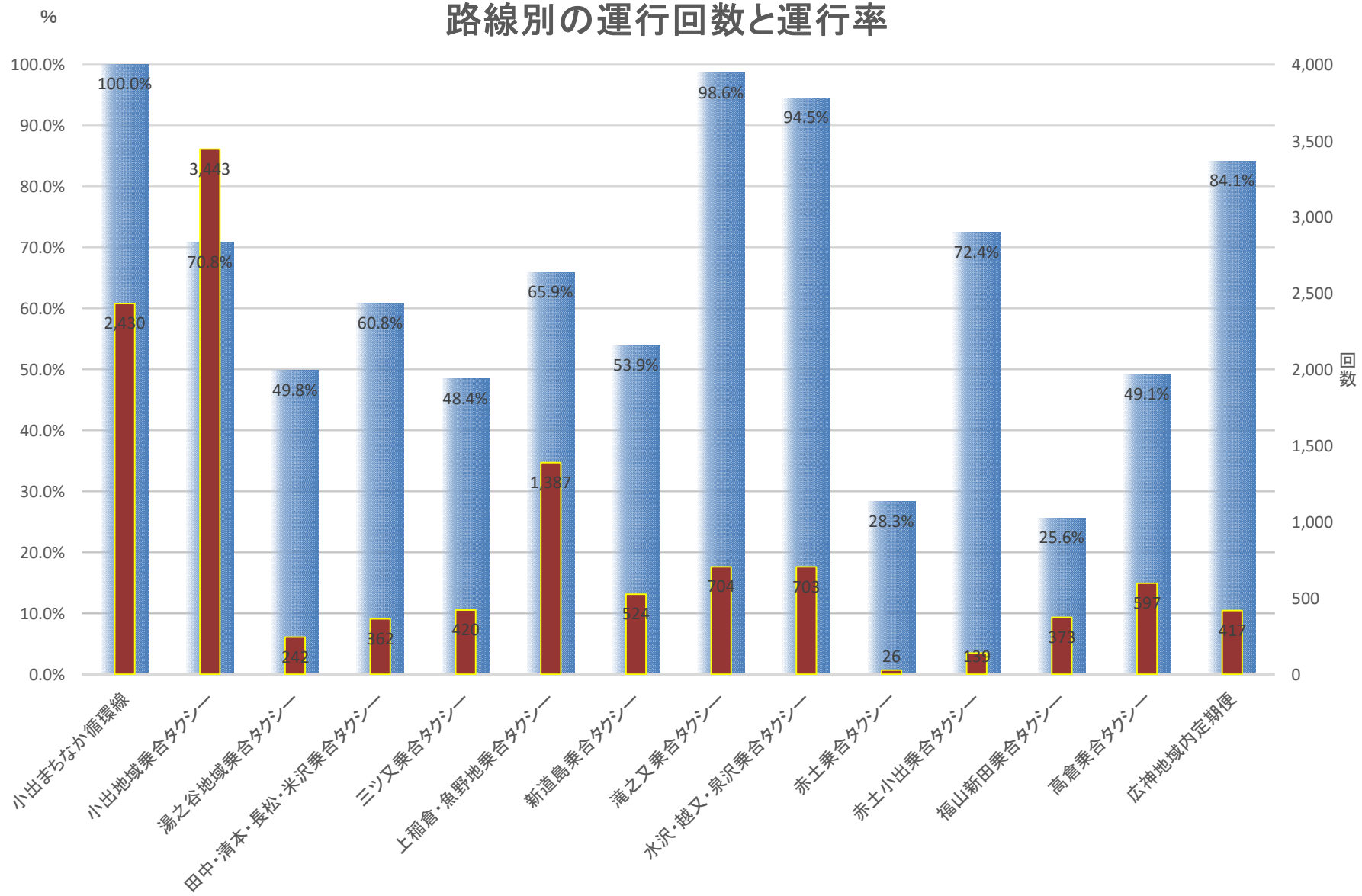
路線別の運行回数と運行率
%
回数
100.0%
90.0%
80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
100.0%
2,430
70.8%
3,443
49.8%
242
60.8%
362
48.4%
420
65.9%
1,337
53.9%
524
98.6%
704
94.5%
703
28.3%
26
72.4%
139
25.6%
373
49.1%
597
84.1%
417
小出まちなか循環線
小出地域乗合タクシー
湯之谷地域乗合タクシー
田中・清本・長松・米沢乗合タクシー
三ツ又乗合タクシー
上稲倉・魚野地乗合タクシー
新道島乗合タクシー
滝之又乗合タクシー
水沢・越又・泉沢乗合タクシー
赤土乗合タクシー
赤土小出乗合タクシー
福山新田乗合タクシー
高倉乗合タクシー
広神地域内定期便

(2)運行者別事業費内訳

単位：円

運　行　者	事業費	内魚沼市補助金	内国庫補助金	内運賃収入	運行系統名
株式会社小出タクシー	21,166,283	16,630,183	2,687,000	1,849,100	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
ひかり交通株式会社	16,809,687	14,514,187	1,457,000	838,500	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
奥只見タクシー株式会社	18,559,078	16,334,978	1,331,000	893,100	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 広神地域定期便 小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）
観光タクシー株式会社	11,979,085	11,041,785	662,000	275,300	赤土乗合タクシー 赤土・小出乗合タクシー 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
計	68,514,133	58,521,133	6,137,000	3,856,000	

（国庫補助金は、運行者へ直接交付）

（報告事項）資料２

令和５年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について

●入広瀬コミュニティ協議会（コミバス会計）決算

収入額			支出額			備考
会費	408,000 円	補助分	賃金	2,888,640 円		会費@2,000×204世帯
協賛金	234,000 円		車輌経費	1,469,359 円		（加入率 44%）
市補助金	4,850,000 円		事務費	486,171 円		
繰越金	1,423,563 円		その他支出	12,000 円		
雑入	5,855 円		補助分計	4,856,170 円		
		単独分	賃金	494,420 円		
			車輌経費	135,413 円		※臨時運行分の燃料費分
			事務費	68,590 円		（令和５年度より支出）
			その他支出	19,800 円		
			単独分計	718,223 円		
収入額合計	6,921,418 円	支出額合計		5,574,393 円		翌年度繰越額1,347,025円

●公費支出額（コミュニティ協議会への補助金を除く）

区分	支出科目	支出金額			備考
		ハイエース	ヴォクシー	合計	
公費支出	自動車保険料	187,690 円	86,490 円	274,180 円	
	自動車リース料	円	342,144 円	342,144 円	ヴォクシー６カ月分
	車検整備費用	円	159,459 円	159,459 円	
	その他	円	16,500 円	16,500 円	名義変更手数料
	合計	187,690 円	604,593 円	792,283 円	

●コミュニティバス運行に係る経費

コミュニティ協議会支出額	＋	公費支出額（補助金除く）	＝	運行に係る経費合計
5,574,393 円		792,283 円		6,366,676 円

●利用者数（月別）

区分	運行日数	利用者数	１日平均
4月	16 日	269 人	16.8 人
5月	19 日	264 人	13.9 人
6月	17 日	264 人	15.5 人
7月	17 日	257 人	15.1 人
8月	18 日	223 人	12.4 人
9月	17 日	293 人	17.2 人
10月	18 日	284 人	15.8 人
11月	17 日	256 人	15.1 人
12月	17 日	305 人	17.9 人
1月	16 日	291 人	18.2 人
2月	16 日	325 人	20.3 人
3月	18 日	336 人	18.7 人
合計	206 日	3,367 人	16.3 人

●利用者数（方面・曜日別）

方面	曜日別利用者数					
	月	火	水	金	臨時	合計
上方	405	180	396	474	3	1,458
大栃山・穴沢	389	81	284	377	3	1,134
大白川	149	137	183	304	2	775
合計	943	398	863	1,155	8	3,367
運行日数	51	51	51	52	1	206
１日当たり	18.5	7.8	16.9	22.2	8.0	16.3

●運行時間　※（ ）内は、実ハンドル時間

曜日	運行日数	運行時間			備考
		ハイエース	ヴォクシー	合計	
火	51 日	153 h（100.3h）	153 h（90.1h）	306 h（190.4h）	
月・水・金	154 日	869 h（532.8h）	981 h（589.8h）	1,850 h（1、122.6h）	
臨時運行	1 日	2 h（1.2h）	1.5 h（0.8h）	3.5 h（2h）	
合計	206 日	1,024 h（634.3h）	1135.5 h（680.7h）	2159.5 h（1,315h）	

●単位当たり運行に係る経費　※（ ）内は、実ハンドル時間です。

区分	単位当たり経費	計算式
運行時間当たり	2,948（4,842）	運行に係る経費合計6,366,676円 ÷ 運行時間合計2,159.5h
		（運行に係る経費合計6,366,676円 ÷ 運行時間合計1,315h）
利用者１人当たり	1,891	運行に係る経費合計6,366,676円 ÷ 利用者数合計3,367人

※令和4年度の経費は、運行時間当たり3,012円、利用者一人当たり1,703円です。

令和5年度　入広瀬コミュニティバス年間活動実績

実　施　日			活　動　内　容	参　加　者	備　考
R5	5月	30日	第1回コミバス部会	コミバス部員	安全対策 車両整備
R5	6月	28日	第1回(第43回) 地域公共交通協議会 出席	浅井　会長	
R5	8月	24日	適性診断	穴沢　勝弘	自動車事故対策機構 NASVA 新潟
R5	8月	24日	適性診断	布沢　伸司	自動車事故対策機構 NASVA 新潟
R5	8月	24日	適性診断	橘　豊治	自動車事故対策機構 NASVA 新潟
R5	8月	24日	適性診断	椛沢　一史	自動車事故対策機構 NASVA 新潟
R5	8月	24日	適性診断	椛沢　一彦	自動車事故対策機構 NASVA 新潟
R5	8月	24日	適性診断	中川　隆博	自動車事故対策機構 NASVA 新潟
R5	9月	7日	第2回コミバス部会	コミバス部員	事故発生時の措置 安全対策
R5	10月	12日	第3回コミバス部会	コミバス部員	安全対策 車両整備
R5	11月	9日	第4回コミバス部会	コミバス部員	冬季運行時安全対策 車両整備
R6	1月	12日	第2回(第44回) 地域公共交通協議会 出席	浅井　会長	
R6	2	21	第3回(第45回) 地域公共交通協議会	浅井　会長	書面協議
R6	3月	9日	春まち雪あそび 臨時運行	コミバス部員	無料お試し乗車

入広瀬コミュニティバス運行計画書

令和６年４月

入広瀬コミュニティ協議会

１．はじめに　　～コミュニティ協議会の基本的な考え方～

（１）目的

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者をはじめとする地域住民の移動が困難な地域において、地域住民が互いに交流し助け合いながら、市民の足となるコミュニティバスの運行をコミュニティ協議会が取り組む。

（２）入広瀬コミュニティ協議会の役割

平成 28 年 10 月から 11 月の 2 か月間にわたり魚沼市が実証実験を行い、地域住民から本格運行の実施を希望する声が多数寄せられた。

入広瀬コミュニティ協議会及び 6 つの地域（自治会）としては、「地域の足」を将来も持続可能にするため、地域自らが運営・運行していくことが重要だと考え、現在市が運行している「乗合タクシー」からコミュニティバスの運行に移行することとした。

＜コミュニティバスを核とした地域活性化＞

・平成 29 年 10 月 1 日運行開始
・安定的なコミュニティバスの運行
・地域に適した運行形態・運行計画
・コミュニティバスを活用した地域活性化
・コミュニティ協議会の自立促進

（３）コミュニティバスの特徴　　「会員」＝「共助」地域で支えるしくみづくり

コミュニティバスは地域住民が会員となって運行を始める。また、バス運行についても安全性・安定性を確保しながら、地域内の力（地域内雇用）を活用する。

地域の課題	・自家用車を運転する人も含め、「地域の足の確保」を地域の課題として捉える
正確な需要把握	・地域の意見聴取がしやすく、正確な需要と必要なサービスの把握
運行計画策定	・利用者と運営主体の両方の視点で運行計画策定。自らの負担とサービスの関係を確認したうえで、適切なレベルを検討
柔軟な運営とサービス	・地域雇用・人材活用による地域活性化などの事業と連携した運行

地域住民による持続的・安定的な**「地域の足」**確保へ

２．コミュニティバス運行計画

（１）コミュニティバス運行計画概要　　＜随時、見直して行く＞

①運行ルート及び運行便数

入広瀬地域内を「上方方面」「大栃山・穴沢方面」「大白川方面」の３方面を基本としダイヤを設定する。

	上方方面	大栃山・穴沢方面	大白川方面
ルート	寿和温泉―芋鞘―横根―農協―寿和温泉	寿和温泉―大栃山―鏡ヶ池―穴沢―寿和温泉	寿和温泉―大白川―寿和温泉
便　数	５便	３便	５便
距　離	8.2 km	4.3 km	18.0 km

②運行日

週３便（月・水・金）の運行を基本とし、運行日が祝日であっても運行する。

また、入広瀬診療所の診察日となっている火曜日について、午前中のみ運行する。

③運休日

年末年始「12 月 31 日から１月３日」とし、天候、災害により運行を中止することがある。

④会費

１世帯 2,000 円とし年度会員とする。

⑤協賛金

賛同いただける方は、2,000 円以上とする。

⑥運行車両

魚沼市より無償貸与（任意保険についても市で加入）小型バス（10 人乗り）１台

※H30 年 10 月１日より南越後観光バス（穴沢～大白川間）休止によりコミバスを増台。

ミニバンタイプ（７人乗り）１台

⑦事務所

入広瀬会館に事務所を置く。

〒946-0304　新潟県魚沼市穴沢 215 番地１　（入広瀬会館２階）
入広瀬コミュニティ協議会
Tel：025 - 796 - 2030　Fax：025 - 796 - 2767

（２）コミュニティバス時刻表　（R6.4.1 現在）

【上方　方面】　※1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	※1便	2便	5便	7便	8便
寿和温泉	－	－	12:15	14:50	－
あぶるま建設	－	－	12:17	14:52	－
農協前	－	－	12:18	14:53	－
保健センター前	－	－	12:19	－	－
穴沢バス停	－	－	②12:22	－	③17:00
入広瀬会館（旧庁舎）	6:45	9:29	12:23	14:54	17:01
平成館	6:48	9:32	12:26	14:57	17:04
白　坂	6:49	9:33	12:27	14:58	17:05
あけぼの館	6:51	9:35	12:29	15:00	17:07
佐藤武司宅前	6:52	9:36	12:30	15:01	17:08
佐藤正行宅前	6:53	9:37	12:31	15:02	17:09
芋鞘神社入口	6:54	9:38	12:32	15:03	17:10
田小屋アパート前	6:56	9:40	12:34	15:05	17:12
みずほ会館	7:00	9:44	12:38	15:09	17:16
渡辺文雄宅前	7:01	9:45	12:39	15:10	17:17
佐藤サク宅前	7:03	9:47	12:41	15:12	17:19
平野又十字路	7:07	9:51	12:45	15:16	17:23
平野又アパート	7:08	9:52	12:46	15:17	17:24
農協前	－	9:53	12:47	15:18	－
入広瀬駅	－	9:55	－	－	－
保健センター前	－	9:56	－	－	－
寿和温泉	－	－	12:50	15:21	－
農協前	－	－	12:53	15:24	－
穴沢バス停	① 7:10	－	－	－	－
入広瀬会館（旧庁舎）	－	9:58	12:54	15:25	17:26

【大白川　方面】　※★1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便
鏡ヶ池	－	－	10:45	12:17	－
保健センター前	－	－	10:48	12:20	－
農協前	－	－	10:49	12:21	－
入広瀬会館（旧庁舎）	6:30	8:30	10:50	12:22	17:00
穴沢バス停	6:31	8:31	10:51	⑤12:23	⑥17:01
穴沢寺前	6:32	8:32	10:52	12:24	17:02
柿ノ木	6:37	8:37	10:57	12:29	17:07
大白川駅	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
末沢三叉路	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
木工所	6:44	8:44	11:04	12:36	17:14
本村十字路	6:46	8:46	11:06	12:38	17:16
大雲沢ヒュッテ	6:49	8:49	11:09	12:41	17:19
大白川神社	通りません	8:51	11:11	12:43	17:21
山菜会館	6:51	8:52	11:12	12:44	17:22
本村十字路	6:52	8:53	11:13	12:45	17:23
木工所	6:54	8:55	11:15	12:47	17:25
末沢処理場入口前	6:56	8:57	11:17	12:49	17:27
末沢三叉路	6:58	8:59	11:19	12:51	17:29
大白川駅	6:58	8:59	11:19	12:51	17:29
柿ノ木	7:04	9:05	11:25	12:57	17:35
穴沢寺前	7:09	9:10	11:30	13:02	17:40
穴沢バス停	④ 7:10	9:11	11:31	13:03	17:41
農協前	－	9:12	11:32	13:04	－
保健センター前	－	9:13	－	－	－
あぶるま建設	－	－	11:33	13:05	－
寿和温泉	－	－	11:35	13:07	－
入広瀬駅	－	－	－	13:09	－
鏡ヶ池	－	9:16	11:39	－	－
入広瀬会館（旧庁舎）	－	9:19	11:42	13:11	17:42

【大栃山・穴沢　方面】

停留所	3便	4便	6便
入広瀬会館（旧庁舎）	10:15	11:45	14:20
農協前	10:16	11:46	14:21
保健センター前	10:17	11:47	－
スポーツセンター	10:19	11:49	14:22
寿和温泉	－	－	14:24
入広瀬駅	10:21	11:51	14:26
浅井綾子宅前	10:22	11:52	14:27
須田宅前	10:23	11:53	14:28
大栃山入口（やまけ）	10:24	11:54	14:29
北新工機前	10:25	11:55	14:30
鏡ヶ池	10:26	11:56	14:31
黒又入口	10:27	11:57	14:32
井口建設工業	10:28	11:58	14:33
志田英人宅前	10:29	11:59	14:34
穴沢神社前	10:30	12:00	14:35
清水住宅	10:30	12:00	14:35
穴沢ふれあい館	10:31	12:01	14:36
地蔵様前	10:32	12:02	14:37
原集会所	10:33	12:03	14:38
中手原住宅	10:34	12:04	14:39
入広瀬会館（旧庁舎）	10:36	12:06	14:41
農協前	10:37	12:07	14:42
保健センター前	10:38	－	－
寿和温泉	－	12:10	14:45
入広瀬会館（旧庁舎）	10:40	－	－

【※1 便は、電話予約があった場合のみ運行します】

予約は、入広瀬会館 2 階　796－2030　まで
（月～金　9:00-16:00　土日、祝祭日は除く）

【南越後観光バスとの接続】　令和5年3月現在

穴沢発		小出発	穴沢着
①④ 7:21	→ 8:05 小出高校行	11:30	→ ②⑤ 12:13

穴沢発7:21は、小出高校休校日は小出駅止まりにて運行いたします。

小出発	穴沢着
16:10	→ ③⑥ 16:53

1）停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。
　運行経路上で乗車する場合は、運転手に分かるように合図してください。
2）年末年始 12/31 ～ 1/3 は、運休日です。

３．組織体制

（１）入広瀬コミュニティ協議会

コミュニティバスは、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、魚沼市から補助金を受け安全性・安定性を確保しながら運行する。なお、地域内の力（運転手等の地域雇用）を活用するとともに、地域に密着した運営を目指す。

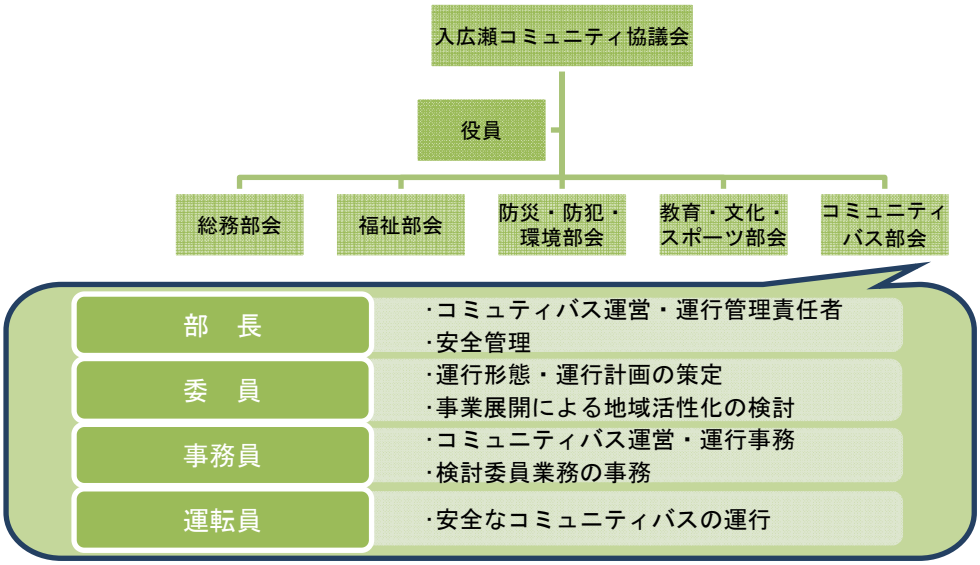

（２）コミバス運行管理・整備管理に係る指令系統

①運行管理の体制

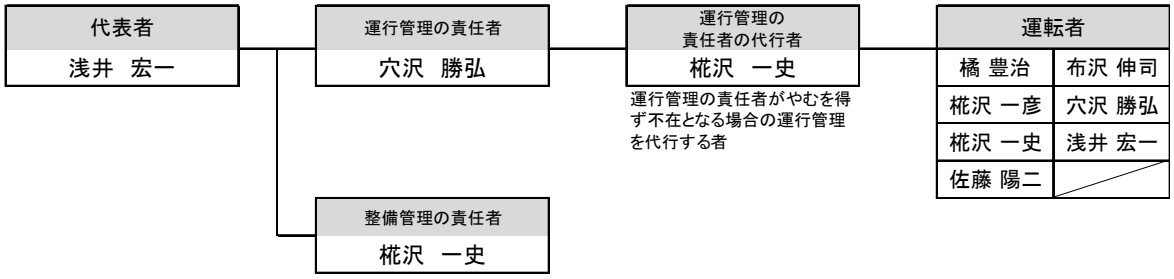

②事故処理連絡体制

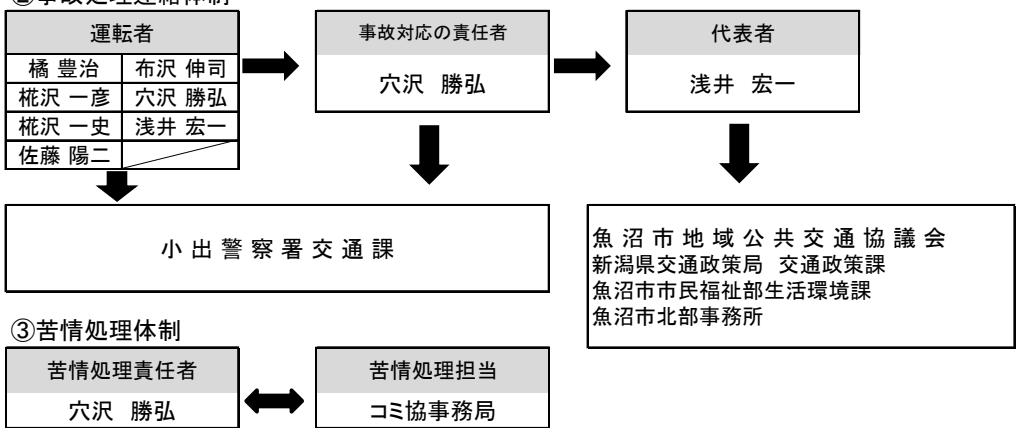

③苦情処理体制

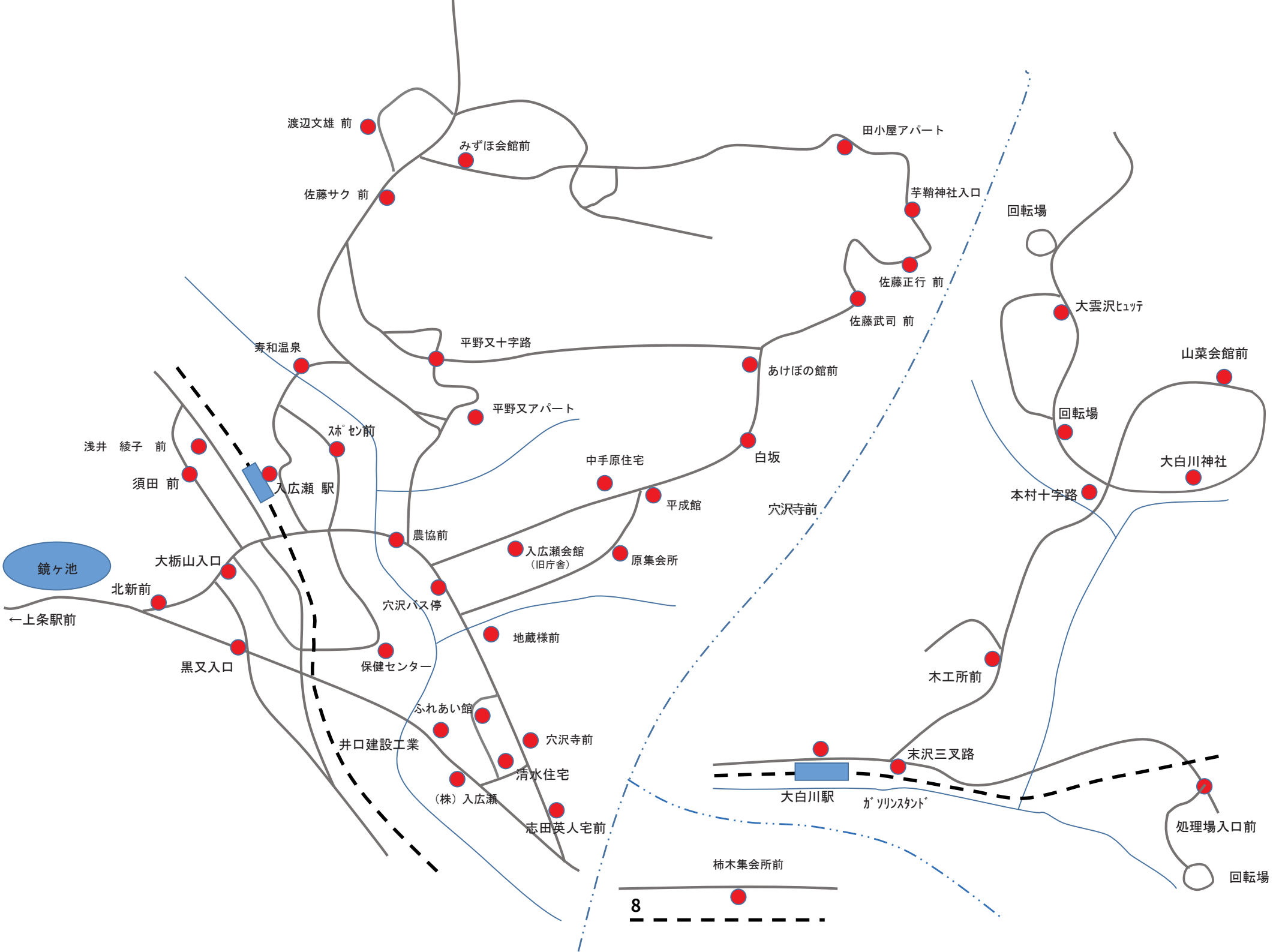
渡辺文雄 前
みずほ会館前
田小屋アパート
佐藤サク 前
芋鞘神社入口
回転場
佐藤正行 前
大雲沢ﾋｭｯﾃ
佐藤武司 前
平野又十字路
寿和温泉
あけぼの館前
山菜会館前
平野又アパート
ｽﾎﾟｾﾝ前
回転場
浅井 綾子 前
白坂
大白川神社
中手原住宅
須田 前
入広瀬 駅
平成館
本村十字路
穴沢寺前
農協前
鏡ヶ池
入広瀬会館
（旧庁舎）
原集会所
大栃山入口
北新前
穴沢バス停
←上条駅前
地蔵様前
黒又入口
保健センター
木工所前
ふれあい館
井口建設工業
穴沢寺前
末沢三叉路
清水住宅
大白川駅
ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ
（株）入広瀬
処理場入口前
志田英人宅前
回転場
柿木集会所前
8

（報告事項）資料３

湯之谷・守門地域における乗合タクシーの利用状況について

１　月別利用者数の推移（抜粋）

系統	項目	令和5年		令和6年					前年同月比（5月）	直近平均比（R6/R5）
		4月	5月	1月	2月	3月	4月	5月		
湯之谷地域乗合タクシー	利用人数	26	26	15	22	29	307	246	946.2%	1256.8%
	一日平均	1.3	1.3	0.8	1.2	1.5	10.2	7.9		
	稼働率	45%	45%	29%	34%	45%	73%	65%		
守門地域乗合タクシー	利用人数	178	177	146	137	139	235	270	152.5%	179.5%
赤土【R6.3運行終了】	利用人数	2	2	2	2	0				
	一日平均	0.5	0.4	0.7	0.7	0.0				
	稼働率	25%	20%	33%	33%	25%				
赤土・小出【R6.3運行終了】	利用人数	8	9	13	12	15				
	一日平均	1.0	1.3	1.6	1.7	1.9				
	稼働率	50%	64%	75%	71%	88%				
福山新田	利用人数	54	55	35	38	39	26	27		
	一日平均	2.7	2.8	1.8	2.0	2.0	1.2	1.3		
	稼働率	33%	28%	23%	24%	25%	67%	81%		
高倉	利用人数	114	111	96	85	85	68	83		
	一日平均	5.7	5.6	5.1	4.5	4.3	3.2	4.0		
	稼働率	59%	59%	59%	59%	54%	100%	100%		
小出守門（小出➡守門）	利用人数						83	86		
	一日平均						4.0	4.1		
	稼働率						56%	58%		
地域内フルデマンド便	利用人数						58	74		
	一日平均						2.8	3.5		
	稼働率						100%	100%		

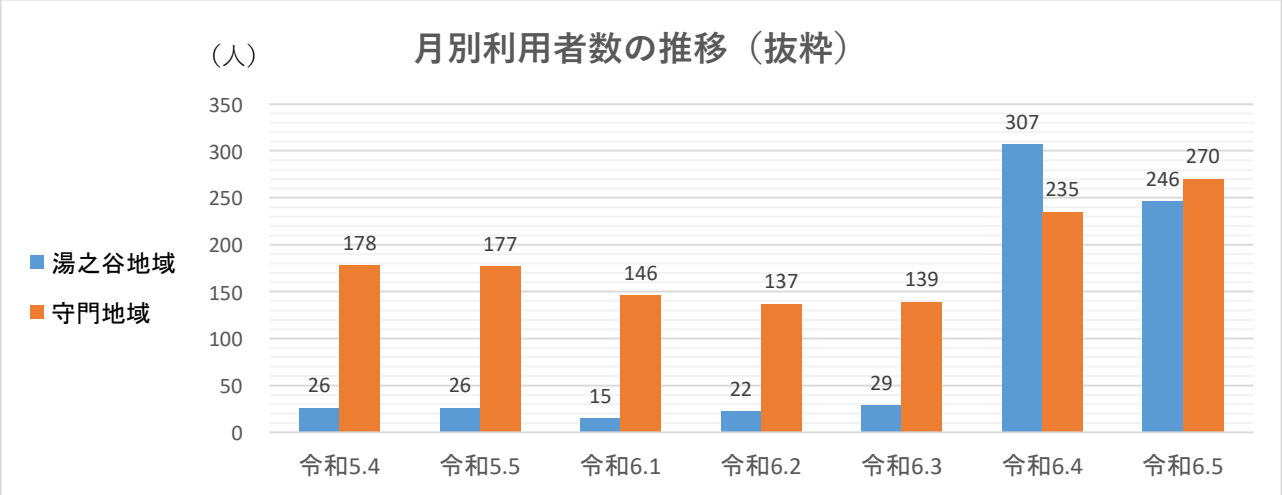

２　利用状況（事業者談）

＜湯之谷地域乗合タクシー＞

・沿線住民と観光客の利用割合は、約１：１。

・ほぼ毎日、観光客の利用あり。

（小出駅⇔大湯・栃尾又温泉の予約多数）

・利用客層は高齢者中心だが、一部区間において若年層の定期利用あり。

＜守門地域乗合タクシー＞

・利用客層はほぼ高齢者のみと変化ないが、新規利用や身内・家族からの利用照会が増加した。

・ちょっとした用足し等に、フルデマンド便の使い勝手が好評である。

・小出病院やクリニック、原信等への通院・買い物に、小出市街地直通便の利用が増加傾向。

（報告事項）資料４

ＡＩオンデマンド交通実証運行について

１　導入の概要（案）

エ　リ　ア	小出地域乗合タクシー運行区域
運　行　日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
運　行　時　間	7：30～17：00
ダ　イ　ヤ	時刻表は設定しない
車　両	ジャンボタクシー
車　両　台　数	常時 2～3 台
運　行　方　式	セミデマンド方式（停留所⇄自宅　停留所⇄停留所）
予　約　方　法	電話、アプリ、ＬＩＮＥ
電　話　番　号	新規作成（受付業務はコールセンターに委託）

※まちなか循環線は廃止を検討

２　スケジュール

公　募　開　始	6 月下旬
公募締め切り	6 月末
審　査	7 月上旬
審査結果通知	7 月中旬
契　約	8 月上旬
運　行　開　始	12 月

３　システムの概要

AI活用型オンデマンドバスは、AI活用で高い輸送効率とデータ経営を実現できる乗合型移動サービス

（協議事項）資料５

令和５年度事業報告及び歳入歳出決算について

１　協議会の開催

開催日	開催回	審議内容
6 月 28 日	第 43 回協議会	・令和４年度魚沼市乗合タクシーの運行実績 ・令和４年度入広瀬コミュニティバスの運行実績 ・乗合バス「小出＝魚沼基幹病院経由＝六日町線」の利用状況 ・10 月以降の路線バスの運行 ・令和４年度事業報告及び決算 ・生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案）
1 月 12 日	第 44 回協議会	・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 ・地域公共交通計画の修正及び令和６年度協議会事業の取組 ・令和６年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針等 ・入広瀬コミュニティバスの事業運営
2 月 21 日	第 45 回協議会（書面協議）	・令和６年度魚沼市乗合タクシーのダイヤ改正・運行計画（案） ・令和６年度事業計画及び予算（案）

２　計画に基づく事業

事業の名称	主な事業概要	実行主体
１　周辺部と中心部の連携強化	○移動需要に応じた運行形態やルート等の検討、幹線及び支線の運行計画見直し協議 ・路線バス荒金線検討 ・湯之谷・守門地域乗合タクシー運行区域再編協議 ・地域公共交通計画修正	魚沼市、交通事業者、関係機関及び施設、区長会、住民等 **【計画施策 1,2】**
２　地域の実情に即した運行形態再構築	○住民参画による持続可能な公共交通システムの検討 ・ＡＩオンデマンド交通実証検討 ○利用者意見等、地域課題や方向性を話し合う場の仕組みづくり ・湯之谷・守門地域座談会開催	
３　公共交通利用促進に資する広報の展開 ４　主要施設への公共交通の乗り入れ ６　観光振興による路線バスの維持 ７　関係機関との連携強化	○広報の展開による認知度の向上 ・乗合タクシー時刻表の配布 ・市ＨＰの活用 ・集落支援員、福祉団体等との連携 ・出前講座、啓発活動の実施 ・乗合タクシー利用促進月間実施 ・バス無料乗車体験会開催 ○新技術を活用した情報提供検討 ○医療機関、公的機関、商業施設等への利便性向上 ○魚沼⇔尾瀬ルートの活性化 ・観光路線バス等の利用促進 ○交通事業者や関係機関、関係施設等との協議・連携	魚沼市、教育委員会、中学校、交通事業者、観光協会等 **【計画施策 3,4,6,7】**
５　市外への移動需要に対応した運行	○魚沼基幹病院への利便性向上 ・路線バス六日町線沿線市協議 ・運行形態及び運行便数の協議	魚沼市、南魚沼市、交通事業者等 **【計画施策 5】**
８　自動車運転免許返納者等に対するサービスの拡充	○自動車等運転免許証自主返納者を対象とした優遇措置 ・返納者へ「共通回数券」の交付 ・高齢者割引制度の拡充検討	魚沼市、交通事業者等 **【計画施策 8】**

令和５年度　魚沼市地域公共交通協議会決算書（案）

１　歳 入　　（単位：円）

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比　　較	内　　訳	
1 負担金	1 負担金	1 負担金	5,250,459	5,609,000	△ 358,541	魚沼市負担金	5,250,459
2 補助金	1 補助金	1 国庫補助金	0	0	0		
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	31	1,000	△ 969	預金利息等	31
歳入合計			5,250,490	5,610,000	△ 359,510		

２　歳 出　　（単位：円）

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比　　較	内　　訳	
1 運営費	1 会議費	1 会議費	60,000	118,000	△ 58,000	アドバイザー謝金（相談等含む） 回額10,000円×1人×2回	20,000
						協議会委員報償金（支払対象者　13人） 回額2,000円×延べ20人	40,000
	2 事務費	1 事務費	59,964	55,000	4,964	事務用消耗品代	8,374
						振込・送金手数料	51,590
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,130,526	5,437,000	△ 306,474	乗合タクシー時刻表印刷代　R6.4.1改訂 （全市版）	440,000
						乗合タクシー時刻表印刷代　R6.4.1改訂 （地域版：堀･湯･広･守）	378,400
						乗合タクシー等共通回数券印刷代 （運転免許証自主返納者支援）	110,550
						運転免許証自主返納啓発チラシ印刷代	181,500
						公共交通利用促進啓発物資 （環境・交通安全フェア来場者粗品）	39,866
						公共交通利用促進啓発物品 （除菌ウエットティッシュ）	198,000
						乗合タクシー等共通回数券精算金 （運転免許証自主返納者支援）	2,900,200
						市報うおぬま折込手数料 （免許返納チラシ、乗合時刻表）	47,000
						乗合タクシー 車両表示用マグネットシート製作	259,710
						路線バス回転場看板撤去工事（貫木線）	91,300
						魚沼市地域公共交通計画修正業務委託	484,000
歳出合計			5,250,490	5,610,000	△ 359,510		

魚沼市地域公共交通協議会

会長　　内　田　幹　夫

会 計 監 査 報 告 書

魚沼市地域公共交通協議会規約第10条第2項の規定により、当協議会の令和5年度歳入歳出決算に関する監査を実施しましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1　監査実施日等

・実 施 日　　令和6年6月11日

・実施場所　　魚沼市役所 本庁舎

2　監査資料

・魚沼市地域公共交通協議会決算書

・帳簿類（現金出納簿、収入伝票、支出伝票）

・預金通帳、その他関係書類

3　監査結果

関係諸帳簿及び証拠書類により監査した結果、出納及び帳簿類は適正であり、現金及び預金は相違ないと認める。

令和6年6月11日

魚沼市地域公共交通協議会

監査員　上村勤　印

監査員　星和久　印

（協議事項）
資料６

地域公共交通計画「別紙」（フィーダー系統）（案）について

別　紙

令和６年６月　　日

（名称）魚沼市地域公共交通協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

魚沼市においては、長岡市へと通じるＪＲ上越線と、市の北部地域（守門、入広瀬地域）を結ぶＪＲ只見線の小出駅を交通結節点にしたバス路線系統により、市街地と周辺の地域拠点が結ばれている。

また、市内に点在する生活圏と地域拠点等を結ぶとともに、路線バスを補完し少ない移動需要に対応する生活交通として、魚沼市乗合タクシーと小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバス（自家用有償旅客運送）が運行されており、それぞれの役割によって、魚沼市全域における地域公共交通網が形成されている。

町村合併によって市域が広域化した魚沼市においては、ＪＲ線、バス路線、タクシー等が市中心部である小出市街地への移動手段として、学生の通学や運転免許を持たない高齢者の通院や買い物など、自家用車を利用できない方々の重要な移動手段となっており、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、マイカーの普及と少子化により、本市の公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあり、バス路線の廃止や縮小、交通事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が生じている。

特に、少子高齢化の進展により人口に占める高齢者の割合が年々高まっている中、高齢に伴う健康上の理由により、バス路線の利用や乗継が困難としている方々が増加しており、小出市街地へのアクセス向上が重要な課題となっているため、市街地周辺地域においては、ドアツードアの乗合タクシーの市街地直通運行や見直しによって利便性向上に努めてきた。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

全体の利用者数を 22,000 人以上（直近年度の実績 21,677 人）とする。
魚沼市からの支出を 70,200 千円以内とする。
路線の収支率を 22.6%以上（直近年度の実績約 14.6%）とする。

（２）事業の効果

魚沼市乗合タクシーを市内各地域で運行することにより、高齢者等の日常生活に不可欠な通院や買い物等に係る移動手段を確保することができる。また、ＪＲ線や広域的・幹線的なバス路線系統と連携することで、中心市街地への効果的な生活公共交通としての運行形態が実現できる。
更に、外出機会の創出や、活発に人々が行き来することで外需が生まれ、高齢者の健康維持が地域の活性化にも繋がることが期待できる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

〇普及・啓発
・乗合タクシーのルートや乗り方が分かる時刻表の作成
市内全戸配布、地域版の配布
・利用促進イベント等の実施
〇ダイヤ等の調整
・路線バス、ＪＲとの乗継ダイヤ改正
・路線（運行経路等）の見直し
（魚沼市地域公共交通計画 55 頁～73 頁参照）

上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら、魚沼市地域公共交通協議会が実施主体となる。

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）
・住民ヒアリング（関係機関、福祉団体等）

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表５を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 31 年 2 月 28 日（第 24 回）	平成 31 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和元 年 6 月 27 日（第 25 回）	令和 2 年度事業計画について協議し合意
令和元 年 10 月 4 日（第 26 回）	実証運行終了後の本格運行について協議
令和 2 年 1 月 9 日（第 27 回）	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 2 年 3 月 15 日（第 28 回）	令和 2 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 2 年 6 月 29 日（第 29 回）	令和 3 年度事業計画について協議し合意
令和 2 年 8 月 28 日（第 30 回）	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 2 年 10 月 12 日（第 31 回）	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 2 年 12 月 14 日（第 32 回）	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 3 年 1 月 13 日（第 33 回）	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日（第 34 回）	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日（第 35 回）	令和 4 年度事業計画について協議し合意
令和 3 年 8 月 27 日（第 36 回）	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 3 年 12 月 20 日（第 37 回）	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和 4 年 2 月 22 日（第 38 回）	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 4 年 6 月 27 日（第 39 回）	令和 5 年度事業計画について協議し合意
令和 4 年 8 月 17 日（第 40 回）	自家用有償旅客運送の更新登録申請について協議し合意
令和 4 年 12 月 23 日（第 41 回）	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 5 年 2 月 20 日（第 42 回）	令和 5 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 5 年 6 月 28 日（第 43 回）	令和 6 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 1 月 12 日（第 44 回）	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 6 年 2 月 21 日（第 45 回）	令和 6 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 6 年 4 月 30 日（第 46 回）	魚沼市地域公共交通計画の修正について協議し合意
令和 6 年 6 月 26 日（第 47 回）	令和 7 年度事業計画について協議し合意（予定）

19. 利用者等の意見の反映状況

小出地域循環乗合タクシーの逆回り便の要望があったため、全便のうち半分の便を平成 28 年 10 月から逆回りとした。平成 31 年 4 月からは、うおぬま眼科及び小出ショッピングセンター等を新たに停留所に加え、令和 5 年 4 月には通院者等の利便性向上を図るため、庭山医院、開業予定の魚沼こどもクリニック前に新規停留所を 1 か所新設する。

湯之谷地域乗合タクシーは葎沢地区までの間としていた運行区域を栃尾又地区まで拡張し、湯之谷地域全域を運行区域とする。

守門地域乗合タクシーについては運行していた 4 系統を整理・統合し、高倉地区、福山新田地区を起終点とする小出市街地までの直通便、午前の時間帯に守門地域内におけるフルデマンド便を新設する。

また、地元区長会との意見交換を行うとともに、地域課題の解決に向けた乗合タクシーの広報充実や利用促進に向けた普及・啓発活動など、地域と連携した取組に努めているほか、事業に係わる協議会には、各地域の住民代表者らの参画を得ている。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）新潟県魚沼市小出島 910 番地
（所　属）市民福祉部　生活環境課　交通対策係
（氏　名）大羽賀　礁
（電　話）025-792-9766
（e-mail）kankyo@city.uonuma.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
魚沼市	奥只見タクシー㈱	(1) 小出街まちなか循環線（順周り）	小出駅前	小出	小出駅前	往 6.3 km 復 6.3 km	243日	1215回			路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
		(2) 小出街まちなか循環線（逆周り）	小出駅前	小出	小出駅前	往 km 復 km	243日	1215回			路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
	㈱小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー		小出		往 km 復 km	243日	4860回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
		(4) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		往 km 復 km	356日	2136回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
		(5) 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー		清本・長松		往 km 復 km	122日	610回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
		(6) 三ツ又乗合タクシー		池平・中家		往 km 復 km	122日	854回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
	ひかり交通㈱	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	346日	2113回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
		(8) 新道島乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	243日	972回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
	奥只見タクシー㈱	(9) 滝之又乗合タクシー		広神（西）		往 km 復 km	122日	732回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
		(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー		広神（西）		往 km 復 km	122日	732回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線小出駅に接続	③
	観光タクシー㈱	(11) 福山新田乗合タクシー		守門		往 km 復 km	243日	243回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線越後須原駅に接続	③
		(12) 高倉乗合タクシー		守門		往 km 復 km	244日	244回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線越後須原駅に接続	③
		(13) 小出守門乗合タクシー		守門		往 km 復 km	245日	972回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線越後須原駅に接続	③
		(14) 守門地域内フルデマンド便		守門		往 km 復 km	246日	243回			区域運行	②(1)	地域間交通ネットワークJR上越線越後須原駅に接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

魚沼市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

１．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
魚沼市地域公共交通計画（本編）P58
２．前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
魚沼市地域公共交通計画（本編）P60～67
３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
魚沼市地域公共交通計画（本編）P60～63
４．地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
魚沼市地域公共交通計画（本編）P82～85

令和7年度

魚沼市乗合タクシー路線図

路線名と目次

路線番号	路線名	地域	ページ
1	小出地域乗合タクシー	小出	P2
2	湯之谷地域乗合タクシー	湯之谷	P3
3	上稲倉・魚野地乗合タクシー	堀之内	P4
4	新道島乗合タクシー	堀之内	P5
5	小出まちなか循環線	小出	P6
6	滝之又乗合タクシー	広神	P7
7	水沢・越又・泉沢乗合タクシー	広神	P8
8	田中・清本・長松・米沢乗合タクシー	広神	P9
9	三ツ又乗合タクシー	広神	P10
10	高倉乗合タクシー	守門	P11
11	福山新田乗合タクシー	守門	P11
12	小出地域→守門地域	守門	P12
13	守門地域内フルデマンド便	守門	P12

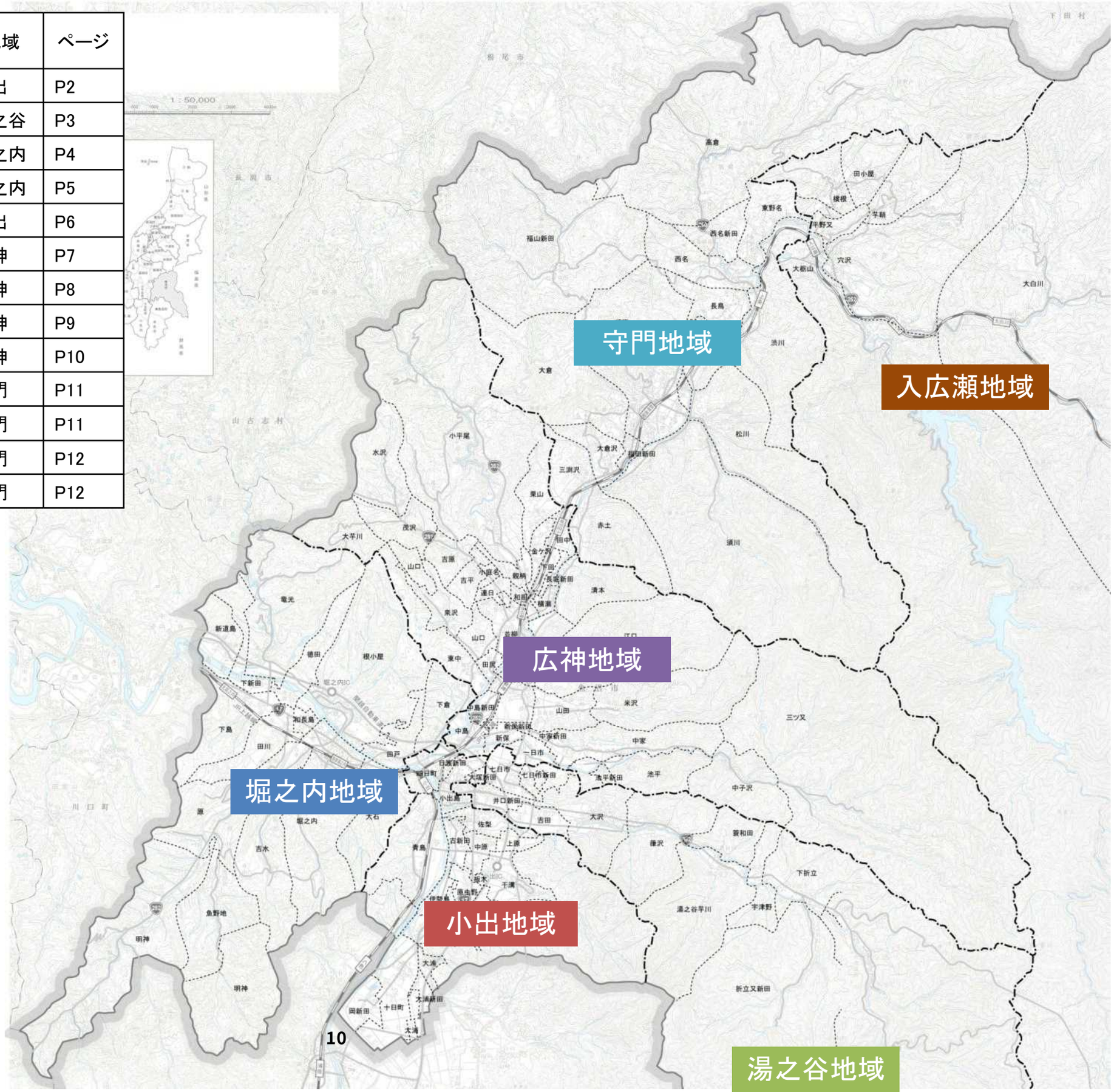

01 小出地域乗合タクシー

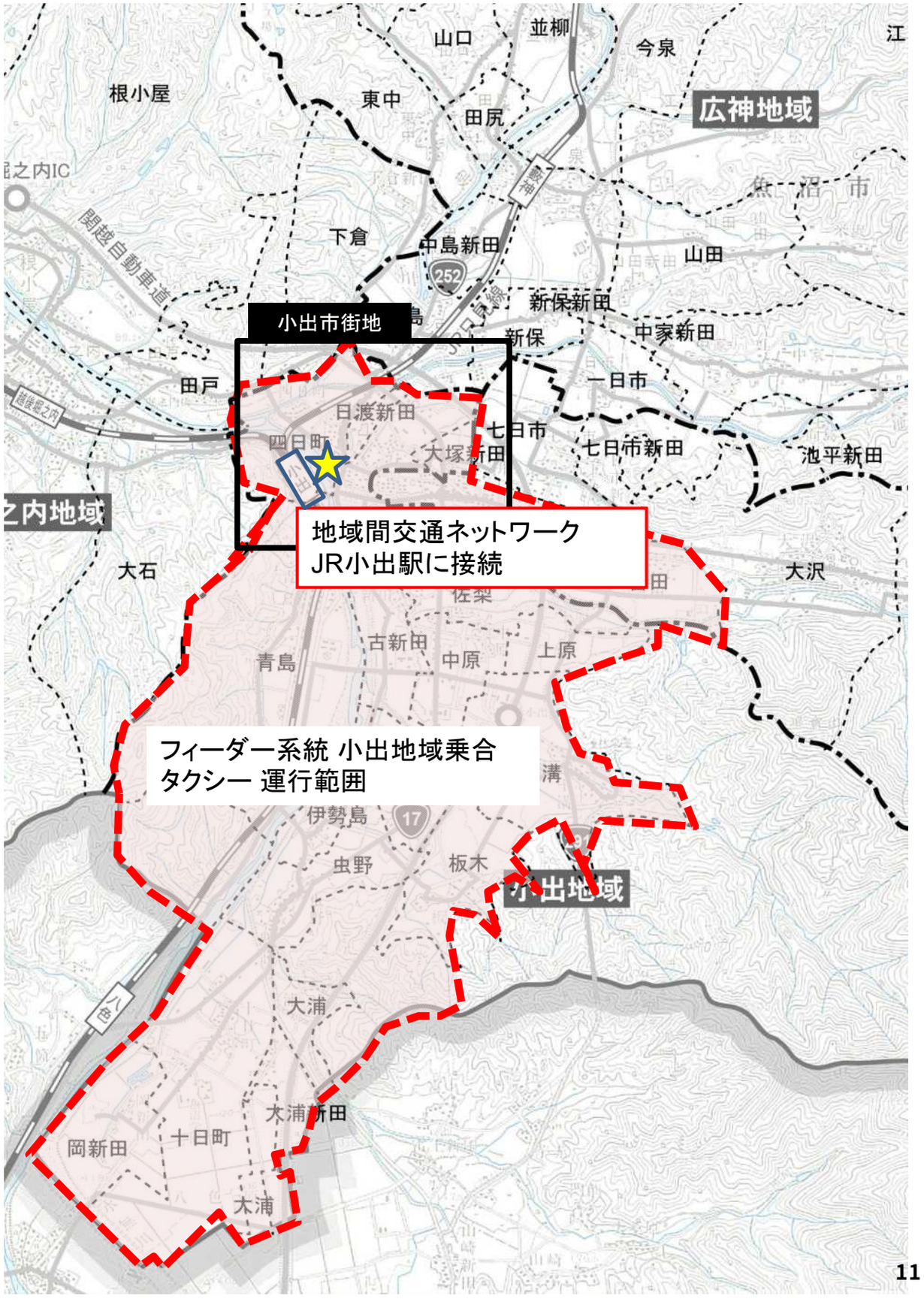

02 湯之谷地域乗合タクシー

小出市街地

フィーダー系統 湯之谷地域乗合
タクシー　運行範囲

地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

03 上稲倉・魚野地乗合タクシー

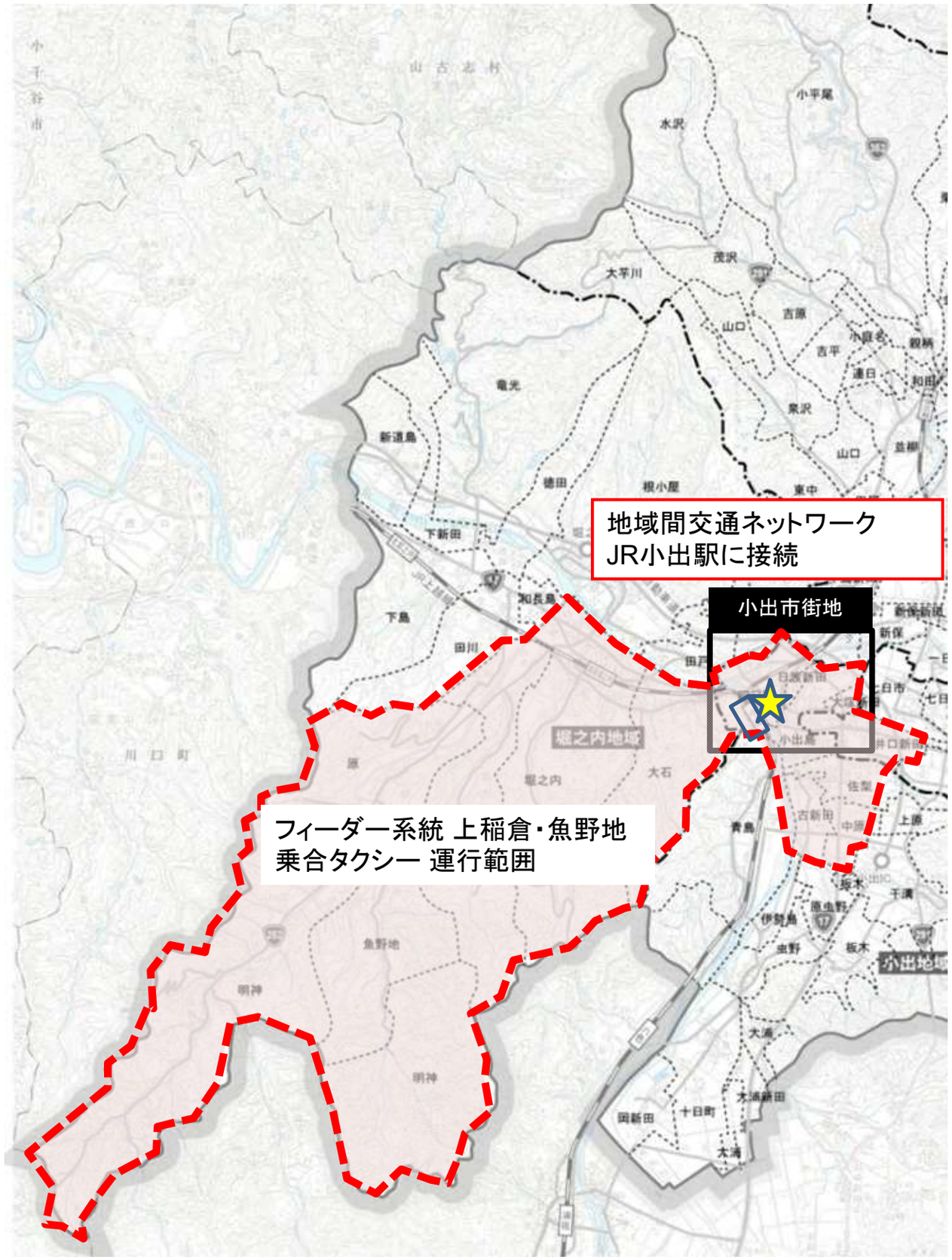

04　新道島乗合タクシー

05　小出まちなか循環線

フィーダー系統　小出まちなか循環線

地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

うおぬま眼科
小出病院正面玄関
小出病院前バス停
庭山医院
羽根川会館
魚沼市役所
国道17号
JR只見線
小出駅前
小出駅
横町バス停
上村医院
サカキヤ駐車場
小出橋
本町バス停
小出郷図書館
三番町バス停
四番町停留所
（菊水前）
宮医院
魚沼こどもクリニック
（令和5年5月
停留所開設予定）
南越後
観光バス
小出営業所
中島脳外科内
科医院
小出ボランティア
センター
小出郵便局
小出商工会館前
廣川医院
旧Aコープ小出店
新佐梨橋
佐梨橋
JR上越線
魚野川

06 滝之又乗合タクシー

フィーダー系統 滝之又乗合タクシー　運行範囲

守門地域

広神地域

堀之内地域

小出市街地

地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

小出市街地

四日町
小出島
稲荷町
本町
中ノ島
諏訪町
横町
柳原
浦町
井口新田

07 水沢･越又･泉沢乗合タクシー

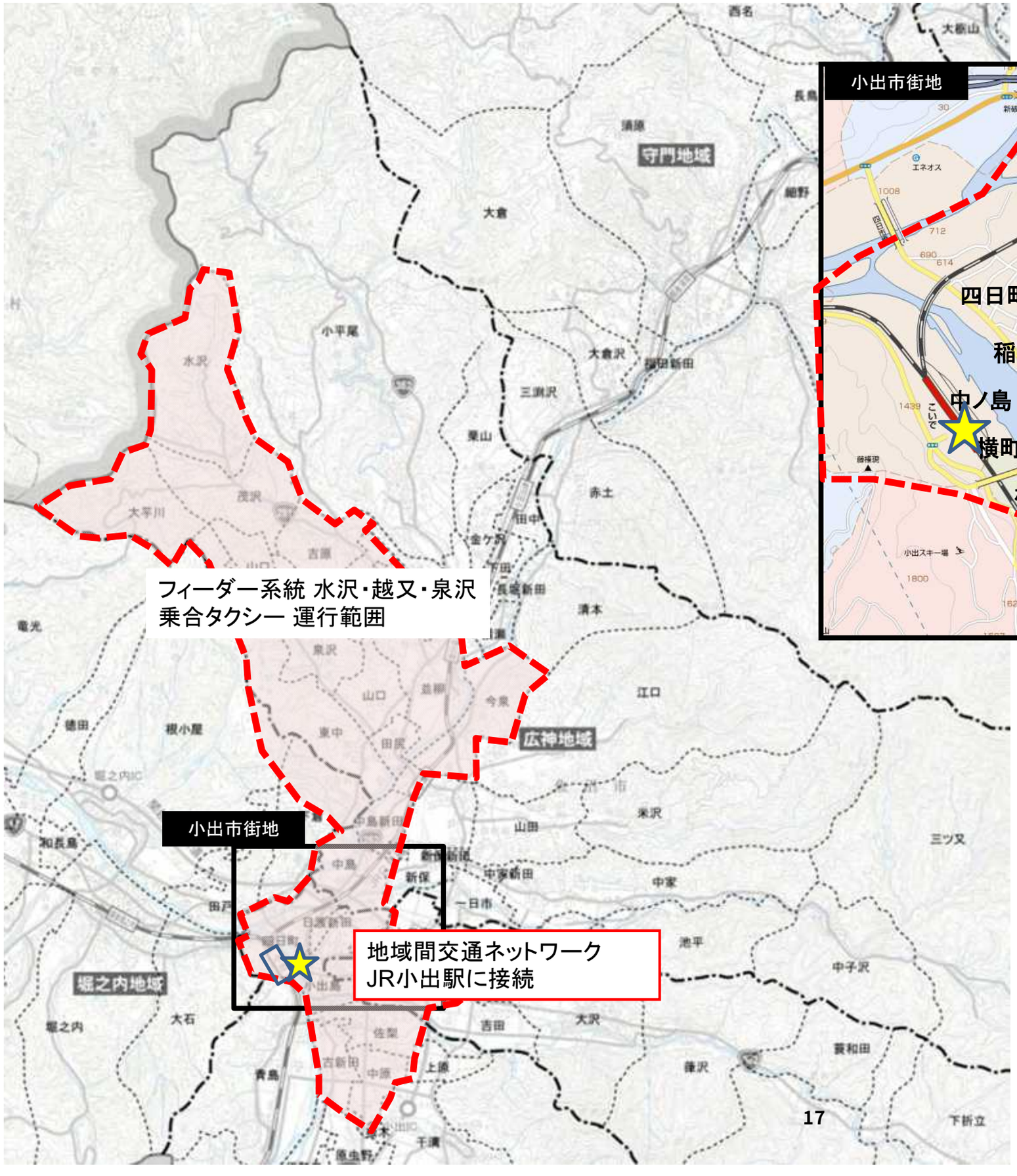

08 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー

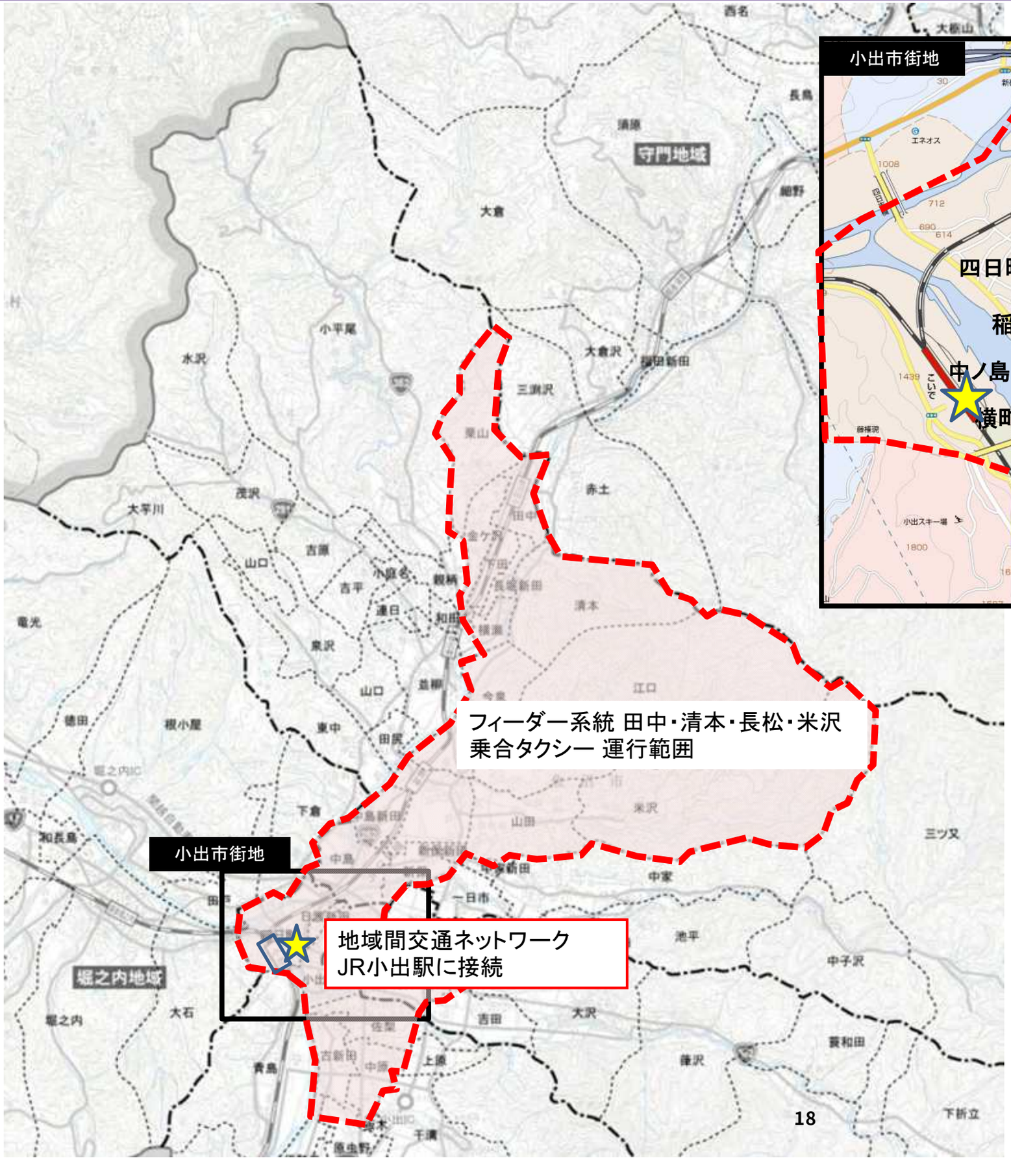

09 三ツ又乗合タクシー

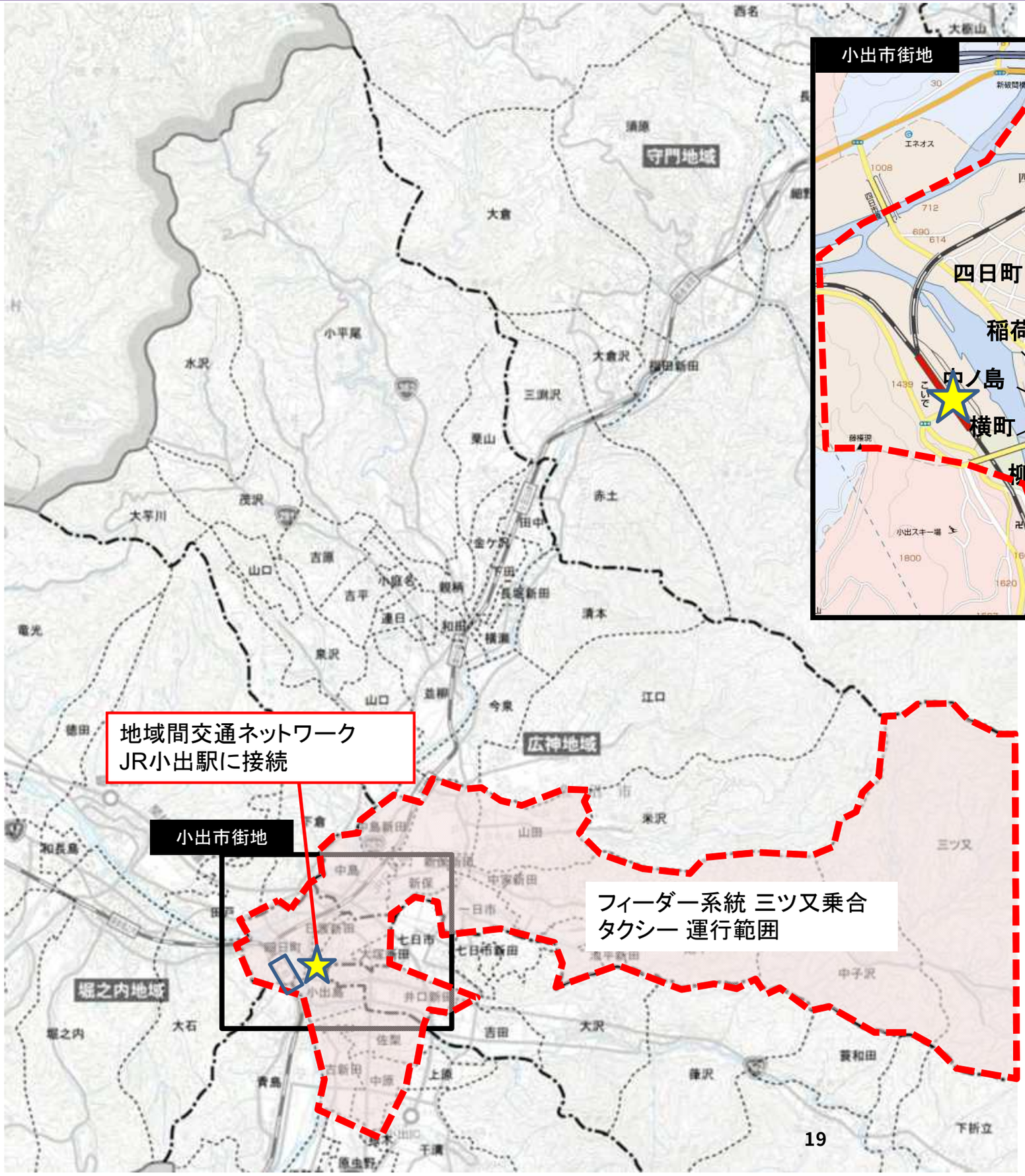

10 高倉乗合タクシー

11 福山新田乗合タクシー

12 小出守門乗合タクシー

13 守門地域内フルデマンド便

（協議事項）
資料７

地域公共交通計画「別紙」（地域間幹線系統）（案）について

別　紙
令和６年６月　　日
（名称）魚沼市地域公共交通協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、平成16年の市政施行以来、人口減少に歯止めが掛からず、少子化やマイカーに依存した生活形態の普及により、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にある。
これまで、乗合バス事業者の内部補助により乗合事業を継続することができていたが、収支状況の悪化や乗務員の高齢化、運転手不足等の影響により、路線の廃止や縮小が加速するなど、バス事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

本市のバス路線系統は、長岡市へと通じるＪＲ上越線と、市の北部地域（守門、入広瀬地域）を結ぶＪＲ只見線の小出駅を交通結節点にして、市街地と周辺地域のほか、市外の生活圏域を結んでいる。
特に、地域間幹線系統バス路線については、市民の通勤・通学、買い物や高度医療機関への通院等、日常生活における移動だけでなく、観光、ビジネス等多様な移動を担っており、鉄道や他の路線バスと接続するなど、公共交通ネットワークを構築する上で欠かすことのできない重要な役割を担っている。

一方で、運賃収入だけでは路線の維持が困難であることから、市が維持する地域内フィーダー系統である乗合タクシーとの接続などにより、利便性の高い、効果的、効率的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、広域的・幹線的なバス路線について、地域間幹線系統確保維持事業を実施している。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

市内の広域的・幹線的生活交通路線について、向こう３か年の間、運行を継続し、利用者の利便性を維持することを目標とする。
目標達成の指標として、補助対象系統の輸送人員について、前年比 100 パーセント以上を維持することとし、毎年度達成状況の検証を行う。

（２）事業の効果

市内の広域的・幹線的生活交通路線の確保維持を行うことにより、通学や通院など、地域住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。
また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的、効率的な運行体系が実現できる。さらには、住民の社会参加の促進や外出機会の創出につながり、地域の活性化や健康寿命延伸にもつながることが期待できる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・地域間幹線と、地域内フィーダー及びコミュニティバスの乗降場所を統一
・地域間幹線と、地域内フィーダー及びコミュニティバスとの乗継ダイヤの設定
・車両見学会・試乗体験会など市民イベントと連携した需要喚起
上記取組について、魚沼市と事業者が連携を図りながら実施する。

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表２」を添付

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・事業者乗降調査データを基にした定期調査
・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）
・住民ヒアリング（関係機関、福祉団体等）

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表３」を添付

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

「別紙　生産性向上の取組」のとおり

10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 31 年 2 月 28 日(第 24 回)	平成 31 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和元 年 6 月 27 日(第 25 回)	令和 2 年度事業計画について協議し合意
令和元 年 10 月 4 日(第 26 回)	実証運行終了後の本格運行について協議
令和 2 年 1 月 9 日(第 27 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 2 年 3 月 15 日(第 28 回)	令和 2 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 2 年 6 月 29 日(第 29 回)	令和 3 年度事業計画について協議し合意
令和 2 年 8 月 28 日(第 30 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 2 年 10 月 12 日(第 31 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 2 年 12 月 14 日(第 32 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 3 年 1 月 13 日(第 33 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日(第 34 回)	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日(第 35 回)	令和 4 年度事業計画について協議し合意
令和 3 年 8 月 27 日(第 36 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 3 年 12 月 20 日(第 37 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和 4 年 2 月 22 日(第 38 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 4 年 6 月 27 日(第 39 回)	令和 5 年度事業計画について協議し合意
令和 4 年 8 月 17 日(第 40 回)	自家用有償旅客運送の更新登録申請について協議し合意
令和 4 年 12 月 23 日(第 41 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 5 年 2 月 20 日(第 42 回)	令和 5 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 5 年 6 月 28 日(第 43 回)	令和 6 年度事業計画について協議し合意
令和 6 年 1 月 12 日(第 44 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 6 年 2 月 21 日(第 45 回)	令和 6 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 6 年 4 月 30 日(第 46 回)	魚沼市地域公共交通計画の修正について協議し合意
令和 6 年 6 月 26 日(第 47 回)	令和 7 年度事業計画について協議し合意（予定）

19. 利用者等の意見の反映状況

バスの利用状況や利用者の行動データを分析し、利用者の移動ニーズや問題点の把握に努めている。

また、市民やバス利用者、市民団体等と意見交換を行うとともに、地元のコミュニティや自治会等と連携し、利用者の意見を間接的に収集することにより、市民の共感を得ながら、事業者及び沿線自治体と協調した枠組みの中で、地域間幹線の維持・確保に取り組んでいる。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）新潟県魚沼市小出島 910-1
（所　属）魚沼市市民福祉部生活環境課
（氏　名）桜井　秀明
（電　話）025-792-9766
（e-mail）kankyo@city.uonuma.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）　　令和7年度

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	特例措置
魚沼市	南越後観光バス㈱	(41)　小千谷～小出	1,714.0	
	南越後観光バス㈱	(42)　小出～栃尾又	767.5	
	南越後観光バス㈱	(43)　六日町～小出	1,360.5	
合　　計			3,842.0	

（注）

1．本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付

2．「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5．ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3．補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（ 記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	南越後観光バス株式会社	令和7年度

※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1．申請事業者の概要

（1）基準期間：R5年度実績（R4.10.1～R5.9.30）

	乗合バス事業					
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	149,532 千円	営業外収益	8,447 千円	経常収益（イ）	157,979 千円
	営業費用	344,637 千円	営業外費用	1,035 千円	経常費用（ロ）	345,672 千円
	営業損益	▲ 195,105 千円	営業外損益	7,412 千円	経常損益	▲ 187,693 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km 1,062,956.0				経常収支率	45.70 %

（2）基準期間の前年度：R4年度実績（R3.10.1～R4.9.30）

	乗合バス事業					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	126,632 千円	営業外収益	11,642 千円	経常収益（イ）	138,274 千円
	営業費用	351,568 千円	営業外費用	1,149 千円	経常費用（ロ）	352,717 千円
	営業損益	▲ 224,936 千円	営業外損益	10,493 千円	経常損益	▲ 214,443 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km 1,143,429.0				経常収支率	39.20 %

（3）基準期間の前々年度：R3年度実績（R2.10.1～R3.9.30）

	乗合バス事業					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	109,912 千円	営業外収益	10,538 千円	経常収益（イ）	120,450 千円
	営業費用	367,155 千円	営業外費用	1,354 千円	経常費用（ロ）	368,509 千円
	営業損益	▲ 257,243 千円	営業外損益	9,184 千円	経常損益	▲ 248,059 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	km 1,156,010.3				経常収支率	32.68 %

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝ a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝ b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
羽越	318円.77銭	308円.47銭	325円.19銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	317円47銭	378円29銭	317円47銭	148円62銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

（1）系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	運行系統 終点	計画運行日数	計画運行回数 （ ） ①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他系統との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 （チ−（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ
羽越	41		小千谷～小出	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	240 日	1200.0 (5.0) 回	2.4	12.0人	往 25.0km 復 25.0km	（平均） 25.0km	往 0.0km 復 0.0km	（平均） 0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	（平均） 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	（平均） 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	（平均） 0.0km	% 0.000	% 100.000
羽越	42		小出～栃尾又	小出駅前	折立	栃尾又	365 日	1572.0 (4.3) 回	2.2	9.4人	往 14.7km 復 14.7km	14.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	% 100.000
羽越	43		六日町～小出	六日町駅前	新国道小出駅	魚沼市役所前	365 日	1097.0 (3.0) 回	2.4	7.2人	往 25.9km 復 26.2km	26.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	% 100.000
羽越	44		十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	365 日	2954.0 (8.0) 回	6.2	49.6人	往 20.3km 復 19.4km	19.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	% 100.000
羽越	45		十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	365 日	1147.5 (3.1) 回	8.3	25.7人	往 21.8km 復 20.9km	21.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	% 0.000	% 100.000
合計			5系統								往 107.7km 復 106.2km	106.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		

（2）補助対象経費の算定

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 （チ−（リ＋ヌ））÷チ＝ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 へ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3 =ノ	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ″	基準期間の前々年度 実車走行キロ マ″	基準期間の前々年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ″÷マ″＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ′	基準期間の前年度 実車走行キロ マ′	基準期間の前年度 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ′÷マ′＝e	基準期間 経常収益 ヤ	基準期間 実車走行キロ マ	基準期間 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ−ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	夕又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
羽越	41		100.000%	60,000.0km	19,048,200 円	92円.47銭	10,871,035 円	105,800.0 km	102円.75銭	9,804,174 円	96,900.0 km	101円.17銭	6,192,467 円	84,250.0 km	73円.50銭	5,548,200 円	13,500,000 円	8,571,690 円	8,571,690 円
羽越	42		100.000%	46,216.8km	14,672,447 円	116円.12銭	10,493,153 円	80,924.1 km	129円.66銭	9,851,939 円	79,145.4 km	124円.47銭	6,348,149 円	67,366.2 km	94円.23銭	5,366,694 円	9,305,753 円	6,602,601 円	6,602,601 円
羽越	43		100.000%	57,153.7km	18,144,585 円	103円.05銭	13,926,005 円	129,998.4 km	107円.12銭	11,699,220 円	94,874.1 km	123円.31銭	6,953,117 円	88,309.5 km	78円.73銭	5,889,688 円	12,254,897 円	8,165,063 円	8,165,063 円
羽越	44		100.000%	117,320.6km	37,245,770 円	219円.03銭	28,364,111 円	144,065.9 km	196円.88銭	31,961,389 円	141,611.9 km	225円.69銭	30,394,859 円	129,599.5 km	234円.52銭	25,696,731 円	11,549,039 円	16,760,596 円	11,549,039 円
羽越	45		100.000%	49,054.5km	15,573,332 円	251円.23銭	8,191,596 円	38,591.3 km	212円.26銭	11,220,655 円	46,405.4 km	241円.79銭	15,821,578 円	52,797.4 km	299円.66銭	12,323,962 円	3,249,370 円	7,007,999 円	3,249,370 円
合計				329,745.6km	104,684,334 円		71,845,900 円	499,379.7km		74,537,377 円	458,936.8km		65,710,170 円	422,322.6km		54,825,275 円	49,859,059 円	47,107,949 円	38,137,763 円

（3）負担者及び負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ′＝ツ′	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ−ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム−ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合 新潟県 負担額	新潟県 負担割合	市町村 負担額	市町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
羽越	41		8,571,690 円	8,571,690 円	3,428,676 円	3,428千円	1,714.0千円	13,500,000 円	11,786,000 円	1,714,000 円	14.5%	4,928,310 円	41.8%	0 円	0.0%	5,143,690 円	43.6%	
羽越	42		6,602,601 円	6,602,601 円	1,535,488 円	1,535千円	767.5千円	9,305,753 円	8,538,253 円	767,500 円	9.0%	2,703,152 円	31.7%	0 円	0.0%	5,067,601 円	59.4%	
羽越	43		8,165,063 円	8,165,063 円	2,721,687 円	2,721千円	1,360.5千円	12,254,897 円	10,894,397 円	1,360,500 円	12.5%	4,089,834 円	37.5%	0 円	0.0%	5,444,063 円	50.0%	
羽越	44		11,549,039 円	11,549,039 円	円	11,549千円	5,774.5千円	11,549,039 円	5,774,539 円	5,774,500 円	100.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	39 円	0.0%	
羽越	45		3,249,370 円	3,249,370 円	円	3,249千円	1,624.5千円	3,249,370 円	1,624,870 円	1,624,500 円	100.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	370 円	0.0%	
合計			38,137,763 円	38,137,763 円	7,685,851 円	22,482千円	11,241千円	49,859,059 円	38,618,059 円	11,241,000 円	29.1%	11,721,296 円	30.4%	0 円	#DIV/0!	15,655,763 円	40.5%	

様式第１－５（日本工業規格Ａ列４番）

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	（担当部門の名称）乗合営業部	（責任者役職・氏名）次長　武藤　文昭
補助金担当部門	（担当部門の名称）乗合営業部管理課	（責任者役職・氏名）係長　関　正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和５年度）

実態調査日　令和4年10月11日・11月14日・12月14日・令和5年1月12日・2月10日・3月11日・4月9日・5月8日・6月13日・7月12日・8月10日・9月8日　実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量	市町村による回数券購入等の有無	備考
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程（km）	運行回数（A）（回）	輸送人員（人）	１人平均乗車キロ（km）	輸送人キロ（人キロ）	運送収入（B）（円）	実車走行キロ（C）（km）	運送雑収（D）（円）	営業外収益（E）（円）	計（B）+（D）+（E）	１系統当り経常費用（円）	運賃改定前　適用　運賃改定後　適用 の平均賃率×日数＋の平均賃率×日数 総適用日数	平均賃率（F）（円）	平均乗車密度（B）／（C）／（F）（G）	（A）×（G）		
第1号	小千谷～小出	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	4.6	27,501	7.3	200,757.3	5,845,557	84,250.0	15,830	331,080	6,192,467	27,397,257		28.15	2.4	11.0	有・(無)	
第2号	小出～栃尾又	小出駅前	折立	栃尾又	15.0	6.2	20,350	7.0	142,450.0	5,992,518	67,366.2	16,228	339,403	6,348,149	21,906,814		39.99	2.2	13.6	有・(無)	
第3号	六日町～小出	六日町駅前	新国道小出駅	魚沼市役所前	26.0	4.6	23,805	8.9	211,864.5	6,563,594	88,309.5	17,775	371,748	6,953,117	28,717,366		29.82	2.4	11.0	有・(無)	
第4号	十日町～中里～津	十日町車庫前	中里	津南営業所前	19.8	8.9	66,270	12.1	801,867.0	28,692,096	129,599.5	77,702	1,625,061	30,394,859	42,144,461		35.44	6.2	55.1	有・(無)	
第5号	十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	21.3	3.3	32,589	13.4	436,692.6	14,935,231	52,797.4	40,446	845,901	15,821,578	17,169,186		33.91	8.3	27.3	有・(無)	
合計					107.1		170,515			62,028,996	422,322.6	167,981	3,513,193	65,710,170	137,335,084						

［記載要領］
１．この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
２．申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
３．起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第１位まで記載すること。
４．運行回数は、補助対象期間の前々年度中における１日の平均を小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお１往復を運行回数１回とし、循環系統の場合は、１循環で運行回数１回とする。
５．１人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
６．輸送人キロは、輸送人員×１人平均乗車キロにより算出すること。
７．運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年１回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
８．実車走行キロは、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
９．１系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
10．平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
11．平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出すること。
12．備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
13．各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
14．市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

様式第１－５（日本工業規格Ａ列４番）

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	（担当部門の名称）乗合営業部	（責任者役職・氏名）次長　武藤　文昭
補助金担当部門	（担当部門の名称）乗合営業部	（責任者役職・氏名）管理課　係長　関　正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和４年度）

実態調査日　令和４年１月２１日実施　令和４年６月１７日実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量	市町村による回数券購入等の有無	備考
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程（km）	運行回数（A）（回）	輸送人員（人）	１人平均乗車キロ（km）	輸送人キロ（人キロ）	運送収入（B）（円）	実車走行キロ（C）（km）	運送雑収（D）（円）	営業外収益（E）（円）	計（B）+（D）+（E）	１系統当り経常費用（円）	運賃改定前　適用　運賃改定後　適用 の平均賃率×日数＋の平均賃率×日数 総適用日数	平均賃率（F）（円）	平均乗車密度（B）／（C）／（F）（G）	（A）×（G）		
第1号	小千谷～小出	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	5.3	36,357	7.9	287,220.3	7,421,611	96,900.0	21,859	684,304	8,127,774	29,890,743		25.32	3.0	15.9	有・(無)	
第2号	小出～栃尾又	小出駅前	折立	栃尾又	15.0	7.2	27,927	6.9	192,696.3	7,629,040	79,145.4	22,470	703,429	8,354,939	24,413,981		38.63	2.4	17.2	有・(無)	
第3号	六日町～小出	六日町駅前	新国道 小出駅	魚沼市役所前	26.0	4.9	34,063	10.0	340,630.0	9,292,539	94,874.1	27,370	856,811	10,176,720	29,265,813		26.76	3.6	17.6	有・(無)	
第4号	六日町～湯沢	六日町車庫前	大木六	湯沢車庫前	23.3	5.3	22,589	11.9	268,809.1	7,402,059	90,287.5	21,802	682,501	8,106,362	27,850,985		26.66	3.0	15.9	有・(無)	
第5号	十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	19.8	9.7	72,082	12.3	886,608.6	29,184,494	141,611.9	85,961	2,690,934	31,961,389	43,683,022		32.41	6.3	61.1	有・(無)	
第6号	十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	21.3	3.5	25,425	12.9	327,982.5	10,245,774	46,405.4	30,178	944,703	11,220,655	14,314,673		30.95	7.1	24.8	有・(無)	
合計					130.4		218,443			71,175,517	549,224.3	209,640	6,562,682	77,947,839	169,419,217						

［記載要領］
１．この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
２．申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
３．起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第１位まで記載すること。
４．運行回数は、補助対象期間の前々年度中における１日の平均を小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお１往復を運行回数１回とし、循環系統の場合は、１循環で運行回数１回とする。
５．１人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
６．輸送人キロは、輸送人員×１人平均乗車キロにより算出すること。
７．運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年１回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
８．実車走行キロは、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
９．１系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
10．平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
11．平均乗車密度は（B）÷（C）÷（F）と連算し、その値について、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出すること。
12．備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
13．各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
14．市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

様式第１－５（日本工業規格Ａ列４番）

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	（担当部門の名称）乗合営業部	（責任者役職・氏名）次長　武藤　文昭　印
補助金担当部門	（担当部門の名称）乗合営業部	（責任者役職・氏名）管理課　係長　関　正太　印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和３年度）

実態調査日　令和３年２月２６日実施　令和３年６月１８日実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量	市町村による回数券購入等の有無	備考
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程（km）	運行回数（A）（回）	輸送人員（人）	１人平均乗車キロ（km）	輸送人キロ（人キロ）	運送収入（B）（円）	実車走行キロ（C）（km）	運送雑収（D）（円）	営業外収益（E）（円）	計（B）+（D）+（E）	１系統当り経常費用（円）	運賃改定前　適用　運賃改定後　適用 の平均賃率×日数＋の平均賃率×日数 総適用日数	平均賃率（F）（円）	平均乗車密度（B）／（C）／（F）（G）	（A）×（G）		
第1号	小千谷～小出	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	5.7	41,683	7.3	304,285.9	8,009,310	105,800.0	26,186	770,539	8,806,035	33,725,866		25.32	2.9	16.5	有・(無)	
第2号	小出～栃尾又	小出駅前	折立	栃尾又	15.0	7.4	27,082	7.6	205,823.2	8,040,335	80,924.1	28,295	773,523	8,842,153	25,796,175		38.63	2.5	18.5	有・(無)	
第3号	六日町～小出	六日町駅前	新国道 小出駅	羽根川	25.5	6.9	43,923	8.8	386,522.4	10,616,299	129,998.4	37,361	1,021,345	11,675,005	41,439,589		26.87	3.0	20.7	有・(無)	
第4号	六日町～湯沢	六日町車庫前	大木六	湯沢車庫前	23.3	5.3	27,324	9.9	270,507.6	7,354,074	90,287.5	25,880	707,501	8,087,455	28,780,946		26.66	3.0	15.9	有・(無)	
第5号	十日町～中里～津南	十日町車庫前	中里	津南営業所前	19.8	9.9	66,483	11.9	791,147.7	25,792,012	144,065.9	90,767	2,481,332	28,364,111	45,923,886		32.41	5.5	54.4	有・(無)	
第6号	十日町～宮中～津南	十日町車庫前	宮中	津南営業所前	21.3	3.0	17,920	13.3	238,336.0	7,448,771	38,591.3	26,213	716,612	8,191,596	12,301,748		30.95	6.2	18.6	有・(無)	
合計					129.9		224,415			67,260,801	589,667.2	234,702	6,470,852	73,966,355	187,968,210						

［記載要領］
１．この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
２．申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
３．起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第１位まで記載すること。
４．運行回数は、補助対象期間の前々年度中における１日の平均を小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお１往復を運行回数１回とし、循環系統の場合は、１循環で運行回数１回とする。
５．１人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
６．輸送人キロは、輸送人員×１人平均乗車キロにより算出すること。
７．運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年１回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
８．実車走行キロは、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
９．１系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
10．平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
11．平均乗車密度は（B）÷（C）÷（F）と連算し、その値について、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出すること。
12．備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
13．各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
14．市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表3　運行回数3回以上の要件緩和を希望する系統の概要

南越後観光バス㈱

番号	系統名	理　　由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
41	小千谷～小出	当該路線の利用者の大半は小千谷市内への通勤通学または小千谷総合病院への通院用途であり、土曜・日曜・祝日を運休としても影響は少ないものと考えます。	0	0

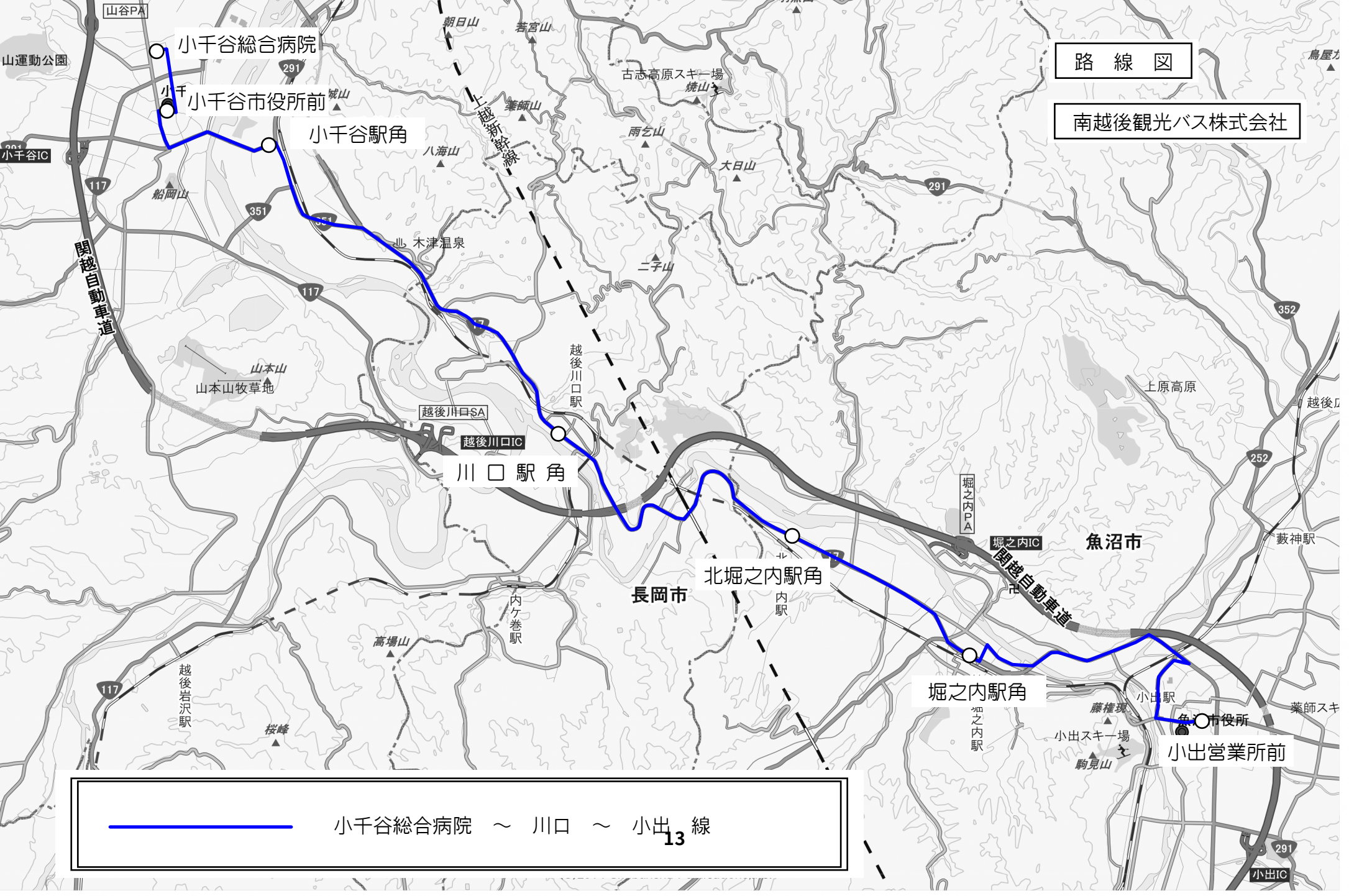
路　線　図
南越後観光バス株式会社
小千谷総合病院
小千谷市役所前
小千谷駅角
川　口　駅　角
北堀之内駅角
堀之内駅角
小出営業所前
山谷PA
山運動公園
小千谷IC
関越自動車道
上越新幹線
朝日山
若宮山
古志高原スキー場
焼山
薬師山
雨乞山
八海山
大日山
船岡山
木津温泉
二子山
山本山
山本山牧草地
越後川口SA
越後川口IC
越後川口駅
上原高原
堀之内PA
堀之内IC
魚沼市
長岡市
内ケ巻駅
高場山
越後岩沢駅
桜峰
藤権現
小出スキー場
駒見山
小出駅
薬師スキ
小出IC
小千谷総合病院　～　川口　～　小出　線

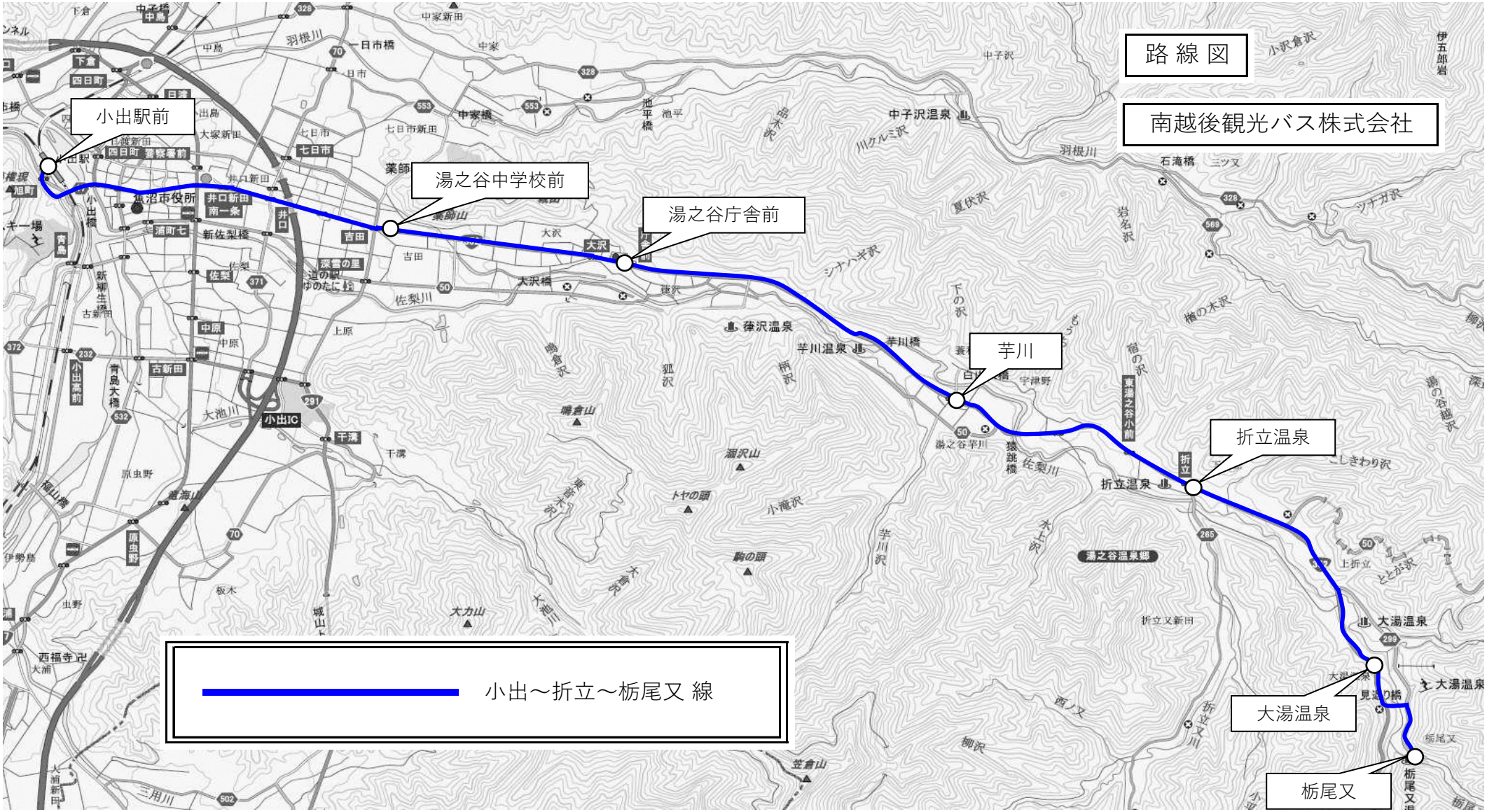
路線図
南越後観光バス株式会社
小出駅前
湯之谷中学校前
湯之谷庁舎前
芋川
折立温泉
大湯温泉
栃尾又
小出～折立～栃尾又 線

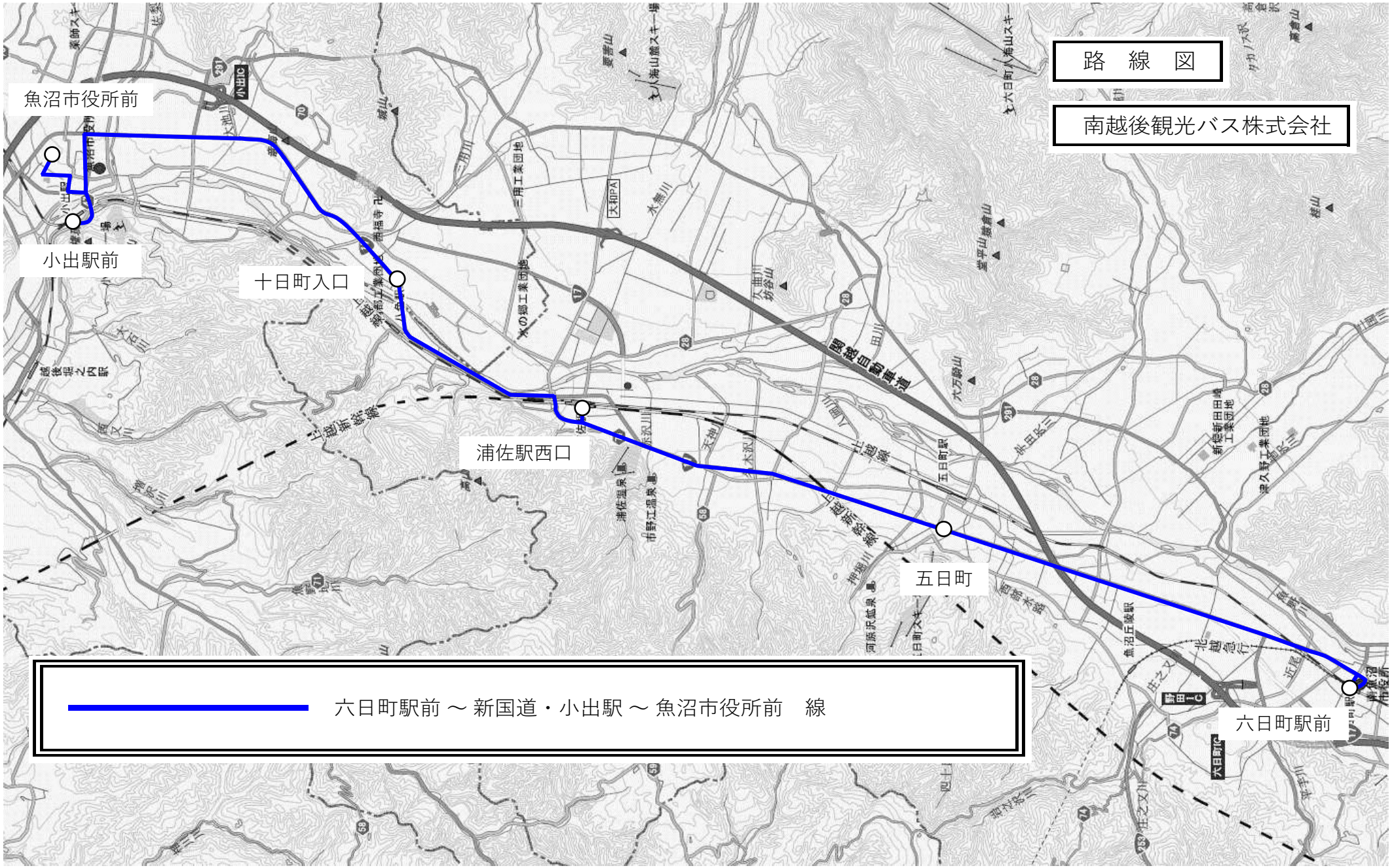
路　線　図
南越後観光バス株式会社
魚沼市役所前
小出駅前
十日町入口
浦佐駅西口
五日町
六日町駅前
六日町駅前 ～ 新国道・小出駅 ～ 魚沼市役所前　線

別紙　生産性向上の取組

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期
新潟県	南越後観光バス　株式会社	41	小千谷～小出	⑤⑦	南越後観光バス	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和7年2月頃までに検討	令和7年4月実施予定
	南越後観光バス　株式会社	42	小出～栃尾又	⑤⑦	南越後観光バス	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和7年2月頃までに検討	令和7年4月実施予定
	南越後観光バス　株式会社	43	六日町～小出	⑤⑦	南越後観光バス	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和7年2月頃までに検討	令和7年4月実施予定
	南越後観光バス　株式会社	44	十日町～中里～津南	⑤⑦	南越後観光バス	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和7年2月頃までに検討	令和7年4月実施予定
	南越後観光バス　株式会社	45	十日町～宮中～津南	⑤⑦	南越後観光バス	運送費用の削減、関係路線と連携し輸送人員増加に努め、1%以上の収支改善を目標とする。	令和7年2月頃までに検討	令和7年4月実施予定

系統毎の取組

系統見直し

①複数系統を統合するなどによる輸送量の向上

②運行経路（路線の短縮）の見直し（路線の短縮）

③コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上（系統見直し）

④その他（　　）

ダイヤ調整

⑤競合路線との時刻調整

⑥コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上（ダイヤ調整）

⑦ダイヤ改正（路線バスとの乗継ダイヤの設定）

⑧その他（　　）

貨客混載、混乗化

⑨物流事業者と連携した貨物輸送

⑩その他（　　）

運賃、企画乗車券

⑪1日乗り放題券の活用による輸送人員の拡大

⑫ノーマイカーデーを実施し実施日は1割引きの運賃を設定

⑬ICカードの普及促進

⑭免許返納者に対する割引を導入し利用促進

⑮乗継割引実施により利便性を向上させ利用促進

⑯その他（　　）

イベント、観光、広告宣伝

⑰観光施策との連携による利用促進

新潟県								

⑱子供向けの「乗り方教室」、
老人クラブを対象に高齢者向け「乗り方教室」を実施

⑲商業施設のイベントと連携した需要喚起

⑳広告（ポスター、車体ラッピング）による収入増

㉑バス路線マップの作成及び配布による利用促進

㉒その他

調　査

㉓利用実態を把握し、必要に応じ見直し

㉔その他（　　）

その他追加項目があれば

㉕公共交通再編実施計画

㉖

㉗

㉚系統の見直しを実施せず、引き続き、幹線系統として運行する理由

系統番号

［理　由］

（協議事項）
資料８

自家用有償旅客運送の更新登録申請（案）について

様式第２－２号

令　和　　年　　月　　日

新　潟　県　知　事　様

名　　称　：　入広瀬コミュニティ協議会
住　　所　：　新潟県魚沼市穴沢２１５番地１
代表者の氏名　：　会長　浅　井　宏　一

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第７９条の６及び同法施行規則第５１条の１０の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　名称、住所、代表者の氏名

名　　称	入広瀬コミュニティ協議会
住　　所	新潟県魚沼市穴沢２１５番地１
代表者の氏名	浅　井　宏　一

２　登録番号

新潟県公第１号

３　自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

４　運送の区域

区　　域	備　　考
魚沼市（入広瀬地域）	

５　事務所の名称及び位置

事務所の名称	位　　置
入広瀬コミュニティ協議会	新潟県魚沼市穴沢２１５番地１

6　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

公共交通空白地有償運送

事務所の名称	所有区分	バス（乗車定員11人以上）	普通自動車（乗車定員10人以下）	合計（軽）
入広瀬コミュニティ協議会	所有		（　　）	（　　）
	持込		4 （　1　）	4 （　1　）
	合計		4 （　1　）	4 （　1　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

福祉有償運送

事務所の名称	所有区分	寝台車（軽）	車いす車（軽）	兼用車（軽）	回転シート車（軽）	セダン等（軽）	合計（軽）
	所有						
	持込						
	合計						

7　運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送		○
福祉有償運送		イ 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
		ロ 介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8　添付書類

（1）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
（2）法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類
（3）運営協議会において協議が調ったことを証する書類
（4）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
（5）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
（6）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
（7）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
（8）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
（9）損害賠償措置
(10) 運送しようとする旅客の名簿
(11) 登録証

長岡５０１ね８７０６　トヨタ　７人乗り

自動車検査証　令和 5年11月 2日　新潟運輸支局長　312230212966

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
長岡 501 ね 8706	平成30年10月	小型	乗用	自家用	17699	0057

車名	車体の形状
トヨタ	ステーションワゴン

車台番号	使用の種類	総排気量又は定格出力
ZRR85-0109509	ガソリン	1.98ℓ

型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
DBA-ZRR85G	3ZR	930kg	-kg	-kg	730kg

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
7人	-kg	1660kg	2045kg	469cm	169cm	186cm

使用者の氏名又は名称
魚沼市

備考
平成11年騒音96dB．マフラー加速適用車

T9471VG0532830　国土交通省　1321

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

長岡３００め４４７９　トヨタ　10人乗り

番号 00285 A

自動車検査証　令和 4年 9月 8日　新潟運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
長岡 300 め 4479	令和 4年 9月 8日	平成 29年 9月	普通	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]

車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ [194]	10人	-kg	2090kg	2640kg

車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
TRH219-0027384	484cm	188cm	210cm	1220kg	-kg	-kg	870kg

型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
CBA-TRH219W	2TR	2.69kW	ガソリン	12605	0042

所有者の氏名又は名称　魚沼市
所有者の住所　新潟県魚沼市小出島９１０　[15524 0017]
使用者の氏名又は名称　＊＊＊
使用者の住所　＊＊＊
使用の本拠の位置　新潟県魚沼市穴沢２１５－１　[15524 1197]
有効期間の満了する日　令和 6年 9月 11日　年 月 日

備考
［長岡］，移転登録
令和１２年度エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値）算定未了
令和２年度エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値）算定未了
［走行距離計表示値］８８，４００ｋｍ（令和４年９月８日）
［旧走行距離計表示値］５９，８００ｋｍ（令和２年８月２０日）
平成１１年騒音規制車，近接排気騒音規制値　９６ｄＢ
マフラー加速騒音規制適用車
［受検種別］持込検査車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］認証整備工場
［整備工場コード］３１－１１０３１
以下余白

国土交通省

裏面もご覧下さい。

長岡３３０ゆ１８２８　トヨタ　７人乗り

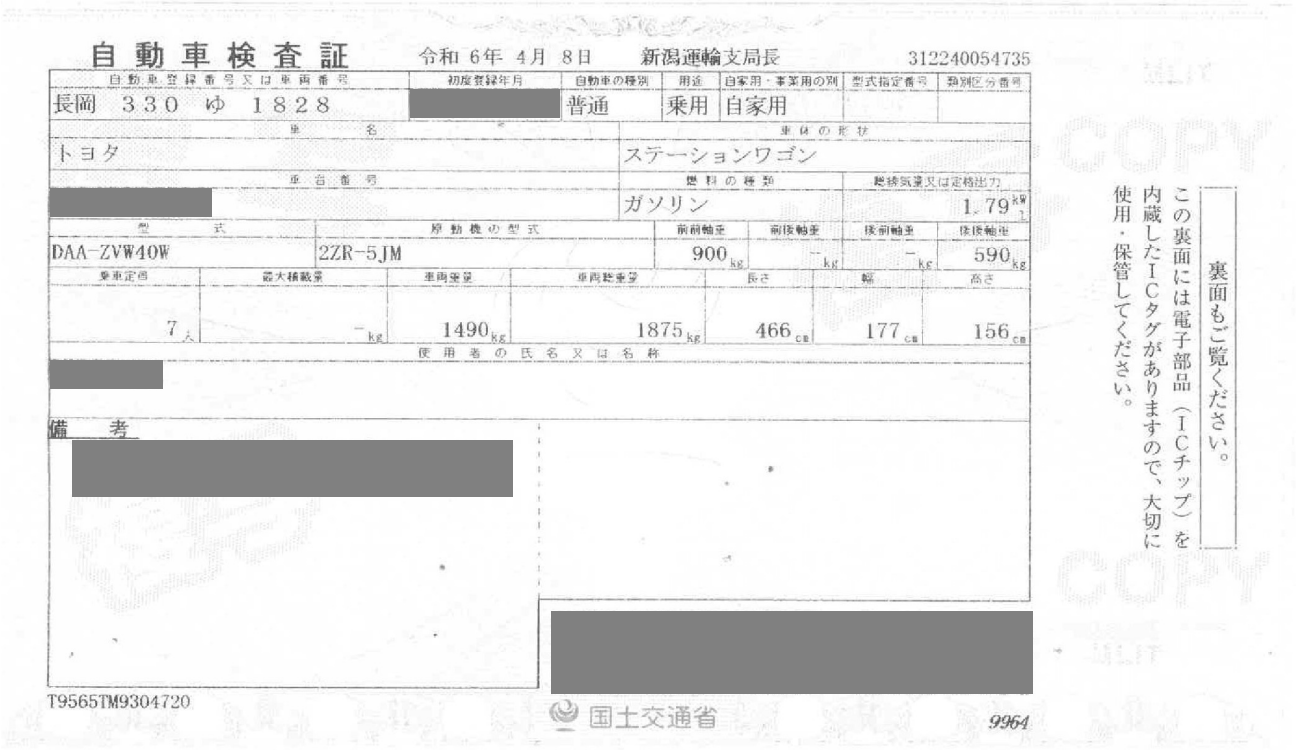

自動車検査証　令和 6年 4月 8日　新潟運輸支局長　312240054735

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
長岡 330 ゆ 1828	[redacted]	普通	乗用	自家用		

車名	車体の形状
トヨタ	ステーションワゴン

車台番号	燃料の種類	総排気量又は定格出力
[redacted]	ガソリン	1.79 kW/L

型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
DAA-ZVW40W	2ZR-5JM	900 kg	-- kg	-- kg	590 kg

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
7 人	-- kg	1490 kg	1875 kg	466 cm	177 cm	156 cm

使用者の氏名又は名称 [redacted]

備考 [redacted]

T9565TM9304720

国土交通省　9964

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

長岡５８０む８８８４　マツダ　４人乗り（軽自動車）

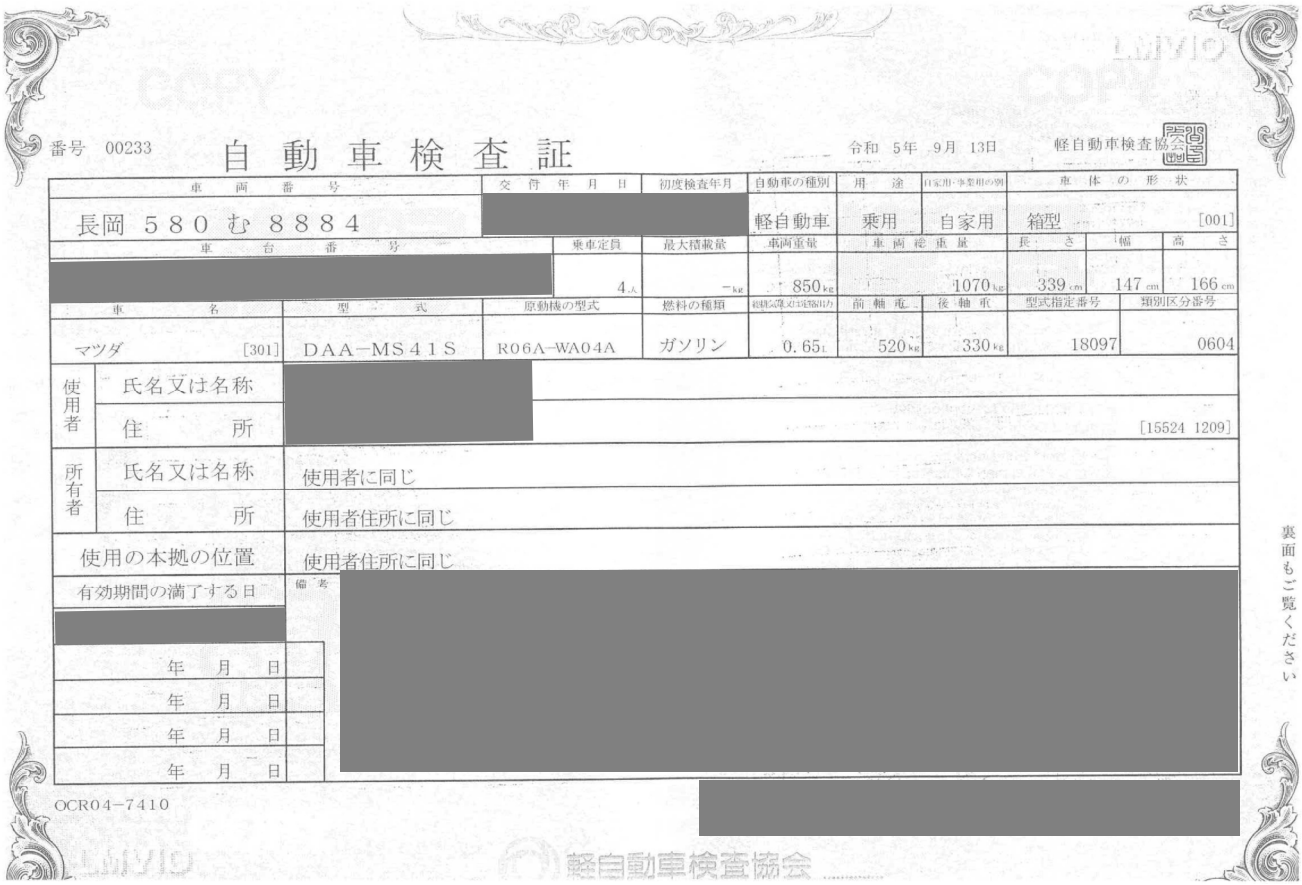

番号 00233　自動車検査証　令和 5年 9月 13日　軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
長岡 580 む 8884	[redacted]		軽自動車	乗用	自家用	箱型 [001]

車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
[redacted]	4人	-- kg	850 kg	1070 kg	339 cm	147 cm	166 cm

車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号
マツダ [301]	DAA-MS41S	R06A-WA04A	ガソリン	0.65 L	520 kg	330 kg	18097	0604

使用者	氏名又は名称	[redacted]
	住所	[redacted] [15524 1209]
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ
	住所	使用者住所に同じ
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ
有効期間の満了する日		備考 [redacted]

[redacted]

年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

OCR04-7410

[redacted]

軽自動車検査協会

裏面もご覧ください

様式第２－５号

令 和　　年　　月　　日

申請者
入広瀬コミュニティ協議会　様

（案）

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

１　自家用有償旅客運送の種別
　　公共交通空白地有償運送

２　運営協議会の名称及び対象市町村
（名　称）
　　魚沼市地域公共交通協議会
（対象市町村）
　　魚沼市

３　運営協議会にて合意に至った年月日
　　令和６年６月26日

４　運送主体の名称、住所、代表者の氏名
　　名称：入広瀬コミュニティ協議会
　　住所：魚沼市穴沢２１５番地１
　　代表：会長　浅井　宏一

５　合意の内容
（１）運送の区域
　　魚沼市（入広瀬地域）

（２）旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
　　２，０００円（年額による定額制。内容は別紙のとおり）

６　その他特記事項

令和６年６月26日

魚沼市地域公共交通協議会
会　長　　内　田　幹　夫

写

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第７９条の３の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

１　登録番号
　　新潟県公第１号

２　登録の有効期間
　　令和６年９月２２日まで

３　名称、住所、代表者の氏名
　　入広瀬コミュニティ協議会
　　魚沼市穴沢２１５番地１
　　会長　浅井　宏一

４　自家用有償旅客運送の種別
　　公共交通空白地有償運送

５　路線又は運送の区域
　　魚沼市（入広瀬地域）

６　事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあっては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

７　登録に付す条件
　　なし

令和４年９月１５日

新潟県知事　花角　英世